

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年11月1日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡村 洸 篤
同 田中 泰士郎
同 井出 琢也
同 大野 仁衣奈
同 鷺海 晶

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売 出)外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - LGT Global Private Credit
Fund)

【届出の対象とした募集(売 出)外国投資信託受益証券の 金額】 () 当初申込期間
米ドル(四半期分配型) :
100億米ドル(1兆4,273億円)を上限とします。
米ドル(資産成長型) :
100億米ドル(1兆4,273億円)を上限とします。
() 継続申込期間
米ドル(四半期分配型) :
100億米ドル(1兆4,273億円)を上限とします。
米ドル(資産成長型) :
100億米ドル(1兆4,273億円)を上限とします。

(注)米ドルの円貨換算は、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.73円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示は全てこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド

(UBS Universal Trust (Cayman) - LGT Global Private Credit Fund)

(注) LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「受益証券」といいます。)は記名式無額面受益証券で、米ドル(四半期分配型)および米ドル(資産成長型)(個別にまたは総称して、以下「クラス」といいます。)の2種類があります。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

() 当初申込期間

米ドル(四半期分配型) :

100億米ドル(1兆4,273億円)を上限とします。

米ドル(資産成長型) :

100億米ドル(1兆4,273億円)を上限とします。

() 継続申込期間

米ドル(四半期分配型) :

100億米ドル(1兆4,273億円)を上限とします。

米ドル(資産成長型) :

100億米ドル(1兆4,273億円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

() 当初申込期間

米ドル(四半期分配型) :

1口当たり100.00米ドル(1万4,273円)

米ドル(資産成長型) :

1口当たり100.00米ドル(1万4,273円)

() 継続申込期間

各クラスの1口当たりの発行価格は、申込みを行った月の取引日(以下に定義されます。)の該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)

(注1) 「取引日」とは、2025年1月の最終暦日(同日を含みます。)以降の毎月の最終暦日および/またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

(注2) 基準価額は、毎評価日に算出され、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の3ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。

- (注3)「評価日」とは、2025年1月の最終暦日(同日を含みます。)以降の毎月の最終暦日および/またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
- (注4)「ファンド営業日」とは、ニューヨークおよび東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所をいいます。以下同じです。
- (注5)「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。
- (注6)「投資対象ファンド純資産価額確認日」とは、評価日および投資対象ファンド純資産価額に関して、管理事務代行会社が海外において投資対象ファンド純資産価額を取得する日をいいます。以下同じです。投資対象ファンド純資産価額確認日は、原則として、評価日の翌投資対象ファンド営業日から35暦日以内の日です。
- (注7)「投資対象ファンド純資産価額」とは、投資対象ファンドの純資産価額をいい、通常毎月の最終暦日に計算される予定です。以下同じです。
- (注8)「投資対象ファンド営業日」とは、ダブリン、ルクセンブルクおよびチューリッヒの商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(5)【申込手数料】

申込金額に応じて、次に掲げる率を申込金額に乗じて得た額とします。

申込金額	申込手数料(税込)
100万米ドル未満	申込金額の1.65%(税抜1.50%)
100万米ドル以上200万米ドル未満	申込金額の1.10%(税抜1.00%)
200万米ドル以上300万米ドル未満	申込金額の0.55%(税抜0.50%)
300万米ドル以上	なし

詳しくは、日本における販売会社(以下に定義されます。)にお問い合わせください。

- (注1) 管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。
- (注2) 申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。
- (注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。
- (注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

(6)【申込単位】

- () 最低当初申込み
30万米ドル以上0.01米ドル単位
- () 追加申込み
10万米ドル以上0.01米ドル単位

- (注1) または、管理会社がクラスに関して、その単独の裁量により決定するその他の金額とします。以下「申込単位」といいます。
- (注2) 各クラスの申込みに関して発行される受益証券の口数は、受益証券の10,000分の1口単位で計算されます。
- (注3) 日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをすることがあります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

- () 当初申込期間

2024年11月18日(月曜日)から2024年12月11日(水曜日)まで

(注) 当初申込期間最終日の日本における販売会社の申込締切時間(日本時間午後3時)までの申込受付分(日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを)を当初申込期間中の申込みとして取り扱います。

- () 継続申込期間

2024年12月13日(金曜日)から2026年6月30日(火曜日)まで

- (注1) 日本における販売会社の裁量で、購入の取扱いを一時的に停止する場合があります。
- (注2) 申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
- (注3) 毎月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日(国内営業日でない場合は前国内営業日)の午後3時(東京時間)までのお申込み受付分が、その月の評価日の基準価額での購入となります。
- (注4) 購入は月1回となります。

(8) 【申込取扱場所】

株式会社S M B C 信託銀行

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ホームページ: <https://www.smbctb.co.jp>

(以下「S M B C 信託銀行」または「日本における販売会社」といいます。)

(9) 【払込期日】

() 当初申込期間

投資者は、2024年12月11日までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。

(ii) 継続申込期間

投資者は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。日本における販売会社では、通常申込の日に米ドル貨にて申込金等の引き落としを行います。

(注) 「国内約定日」とは、申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、基準価額が公表される日)をいいます。

申込金額の合計は、日本における販売会社によって、関連する取引日に係る投資対象ファンド純資産価額確認日から7ファンド営業日(以下「支払日」といいます。)以内に管理事務代行会社(以下に定義されます。)のファンド口座に送金されます。

(10) 【払込取扱場所】

株式会社S M B C 信託銀行

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

S M B C 信託銀行は、管理会社との間で、2024年11月17日以前に締結する受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

管理会社は、UBS証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、基準価額の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

(八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドル貨により支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。円資金から該当通貨に交換したうえで申込みの場合、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。

申込金額は、日本における販売会社によって、各支払日までに、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーのファンド口座に払い込まれます。支払いは、米ドル貨で行わなければなりません。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

ファンドの投資目的は、世界中に分散化されたクレジット投資ポートフォリオへの間接投資(以下「クレジット投資」といいます。)を通じて、投資家に対して長期的な資本増価を提供することを目指すことです。ファンドは、その投資目的の達成を目指して、ルクセンブルク大公国の法律に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンドとして事業を行うオープン・エンド型の投資会社であるLGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF(LGT Global Private Credit S.A., SICAV-RAIF)(以下「投資対象ファンド」といいます。)のCD米ドルクラス投資証券(以下「投資対象ファンド投資証券」といいます。)に、ファンドの資産のほぼすべてを投資します。

投資対象ファンドがエクスポージャーを獲得することができるクレジット投資には、以下のものが含まれますが、これらに限られません。

- (a) 投資適格または非投資適格の確定利付商品への直接的または間接的なエクスポージャーを有する、株式、株式類似証券または債券投資(私募債市場もしくは場合により公募債市場における流動的、準流動的または非流動的債券(固定または変動金利を条件とする場合を含み、その期間は問いません。)、単一トランシェ・ファシリティ(現物支払の有無を問いません。)、第一順位シニア担保付債券および第二順位担保付債券、無担保債券、劣後債またはメザニン債証券、ストラクチャー・クレジット証券、シンジケート・ローンおよびその他の債券、株式または株式類似証券(国債、社債および法人のコマーシャル・ペーパー等)を含みますが、これらに限りません。)
- (b) モーゲージ担保証券および債権その他の資産を担保とし、かつ譲渡可能な、その他の資産担保証券
- (c) 政府または法人の発行するインフレ連動債
- (d) 法人の発行するイベント・リンク債
- (e) 自由に譲渡可能かつレバレッジされていない仕組債(担保付ローン・パーティシペーション(ローン担保証券)を含みます。)
- (f) 通常の株式、優先株または社債を、オプションまたは先渡取引と組み合わせたハイブリッド証券
- (g) ローン・パーティシペーションおよびローン・アサインメント、マネー・マーケット・ファンド、リバース・レポ契約またはその他のクレジット・デリバティブ(ならびに上記いずれかの商品に直接的もしくは間接的に関連する、または執行行為、担保資産の引渡しもしくは同様の手続によって受領する株式を含む場合があります。)、および直接的もしくは間接的に、上記いずれかの証券に対して、大部分の投資を行うか、またはその他の形で経済的エクスポージャーを有する、その他の契約上の取り決めもしくは投資事業

ファンドは、米ドル現金(以下「流動資産」といいます。)を保有することもあります。受益者から受領した購入代金のうち、投資運用会社(以下に定義します。)によりまだ投資されていない部分は、流動資産として保有されます。

各クラスの受益証券の純資産総額の上限は、米ドル(四半期分配型)の場合、100億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、米ドル(資産成長型)の場合、100億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。ただし、管理会社の裁量により、純資産総額が当該上限額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

「純資産総額」とは、受託会社の指揮監督の下、英文目論見書および英文目論見書補遺に従い、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファンドの負債を控除した額をいいます。純資産総額は、

特にポートフォリオの価額に基づき、各評価日に計算され、0.005は切り上げて、小数点第2位に四捨五入されます。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。)および2024年10月11日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

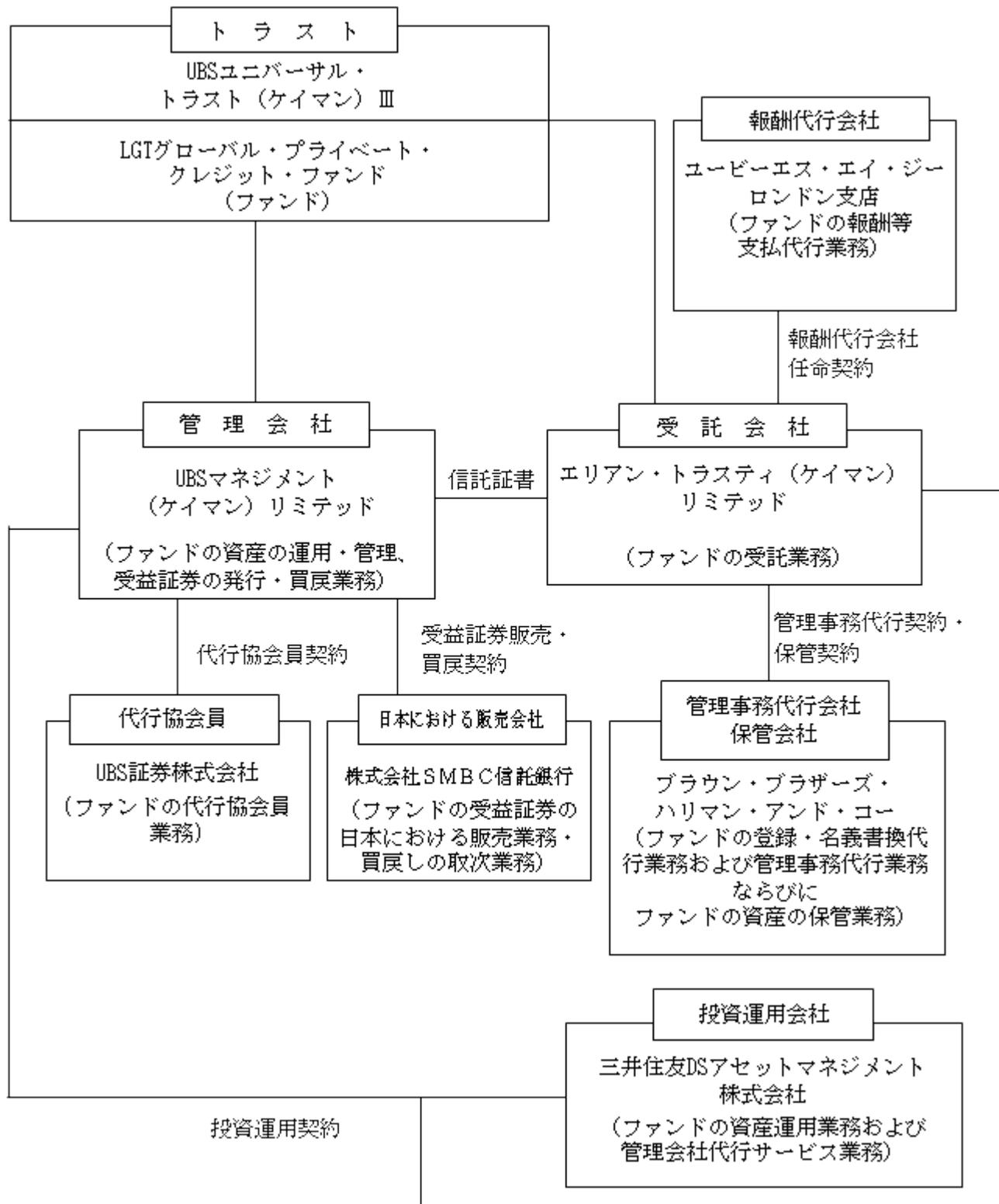
管理会社はケイマン諸島の会社法(以下に定義されます。)に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

(2) 【ファンドの沿革】

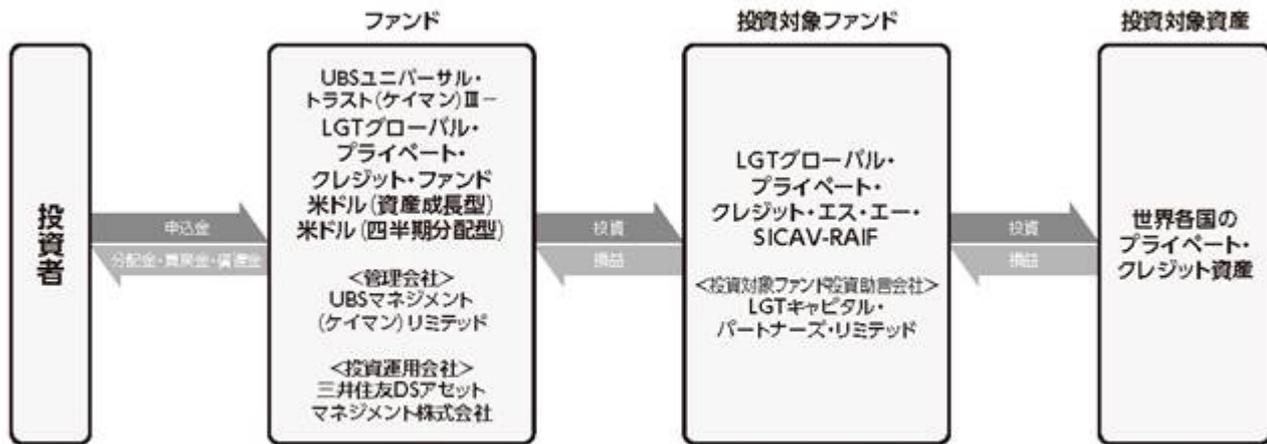
2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2024年3月1日	修正信託証書締結
2024年10月11日	補遺信託証書締結
2024年12月13日	ファンドの運用開始(以下「設定日」といいます。)

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※ファンドは主として投資対象ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国のプライベート・クレジット資産となります。

※投資対象ファンドは、マスター・ファンドを通じて間接的にプライベート・クレジット資産に投資します。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 保管会社	2024年12月13日以前の日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注1)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。 2024年12月13日以前の日付で受託会社との間で締結の保管契約(注2)において、保管会社が提供する業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年10月30日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社S M B C 信託銀行	日本における販売会社	2024年11月17日以前の日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年12月13日以前の日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2024年12月13日以前の日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

(注1)管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注2)保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

(注3)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

(注4)受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの取次業務を提供することを約する契約です。

(注5)報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

(注6)投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2024年9月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約1億491万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド (香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、インターナショナル・コマーズ・センター88階)	735,000株 (100%)

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下「信託法」といいます。)に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

(5)【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY1-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクエア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)です。

ファンドは毎年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を翌年の6月30日までにCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2025年12月31日に終了する期間です。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

- () 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は、信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可され、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しているインタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社であり、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額な罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みません。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、クレジット投資を通じて、投資家に対して長期的な資本増価を提供することを目指すことです。ファンドは、その投資目的の達成を目指して、投資対象ファンド投資証券に、ファンドの資産のほぼすべてを投資します。

投資対象ファンドがエクスポージャーを獲得することができるクレジット投資には、以下のものが含まれますが、これらに限られません。

- (a) 投資適格または非投資適格の確定利付商品への直接的または間接的なエクスポージャーを有する、株式、株式類似証券または債券投資(私募債市場もしくは場合により公募債市場における流動的、準流動的または非流動的債券(固定または変動金利を条件とする場合を含み、その期間は問いません。)、単一トランシェ・ファシリティ(現物支払の有無を問いません。)、第一順位シニア担保付債券および第二順位担保付債券、無担保債券、劣後債またはメザニン債証券、ストラクチャー・クレジット証券、シンジケート・ローンおよびその他の債券、株式または株式類似証券(国債、社債および法人のコマーシャル・ペーパー等)を含みますが、これらに限りません。)
- (b) モーゲージ担保証券および債権その他の資産を担保とし、かつ譲渡可能な、その他の資産担保証券
- (c) 政府または法人の発行するインフレ連動債
- (d) 法人の発行するイベント・リンク債
- (e) 自由に譲渡可能かつレバレッジされていない仕組債(担保付ローン・パーティシペーション(ローン担保証券)を含みます。)
- (f) 通常の株式、優先株または社債を、オプションまたは先渡取引と組み合わせたハイブリッド証券
- (g) ローン・パーティシペーションおよびローン・アサインメント、マネー・マーケット・ファンド、リバース・レポ契約またはその他のクレジット・デリバティブ(ならびに上記いずれかの商品に直接的もしくは間接的に関連する、または執行行為、担保資産の引渡しもしくは同様の手続によって受領する株式を含む場合があります。)、および直接的もしくは間接的に、上記いずれかの証券に対して、大部分の投資を行うか、またはその他の形で経済的エクスポージャーを有する、その他の契約上の取り決めもしくは投資事業

ファンドは、流動資産を保有することもあります。受益者から受領した購入代金のうち、投資運用会社によりまだ投資されていない部分は、流動資産として保有されます。

投資運用会社の日々の投資決定および継続的な監督責任は、原則として、投資対象ファンドおよび流動資産により構成されるファンドのポートフォリオに関する決定に限られます。

投資ガイドライン

管理会社は、ポートフォリオ(以下に定義されます。)を運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」といいます。)を任命しています。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、ポートフォリオの運用を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます(以下「ポートフォリオ」といいます。)。

- (a) 投資対象ファンド、および
- (b) 流動資産

投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。

投資運用会社は、ファンドの勘定で()ショート・ポジションを取得すること、()投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにデリバティブを使用すること、および()借入れを行うこと(別途、下記「借入れおよびレバレッジ方針」に定める場合を除きます。)はできません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってポートフォリオの運用を行うものとします。

() 投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

() 投資対象ファンド投資証券は米ドル建てであり、ファンドの米ドル(四半期分配型)および米ドル(資産成長型)もいずれも米ドル建てであるため、投資運用会社は為替ヘッジを行いません。

ファンドは、投資対象ファンドに対するフィーダー・ファンドとして機能し、実質的にその資産の全てが投資対象ファンドに投資されます。ファンドの資産の大部分が投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドの投資戦略に対するパフォーマンスに依拠します。ファンドおよび/または投資対象ファンドがその投資目的を達成し、または多額の損失を回避するとの保証はありません。

ファンドの目的

主として、LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF(LGT Global Private Credit S.A., SICAV-RAIF) (以下「投資対象ファンド」といいます。)のCD米ドルクラス投資証券(以下「投資対象ファンド投資証券」といいます。)を通じて、世界各国のプライベート・クレジット資産に投資を行い、長期的な元本成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1. 主として、投資対象ファンドを通じて、世界のプライベート・クレジット資産に投資を行い、長期的な元本成長を目指します。また、ファンドは、流動性確保のために米ドル現金を保有することがあります。

投資対象ファンドの概要

- ▶ 投資対象ファンドは、ルクセンブルク法に基づくリザーブ・オルタナティブ投資ファンドとして事業を行うオープン・エンド型の投資会社です。
- ▶ 投資対象ファンドは、その全体の純資産総額の大部分をLGTグローバル・プライベート・クレジット・マスター・エス・シー・エス・ピー(以下「マスター・ファンド」といいます。)に投資して間接的なクレジット投資を行います。マスター・ファンドは、オープン・エンド型オルタナティブ投資ファンドとして組成されたルクセンブルクの特別有限責任組合です。
- ▶ 投資対象ファンドおよびマスター・ファンドは、LGTキャピタル・パートナーズ(アイルランド)リミテッド(以下「投資対象ファンド運用会社」といいます。)をオルタナティブ投資ファンド・マネージャーとして任命しており、投資対象ファンド運用会社がこれらのファンドの投資判断を行います。投資対象ファンド運用会社は、LGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドを投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの投資助言会社(以下「投資対象ファンド投資助言会社」といいます。)に任命し、投資助言を得ます。
- ▶ また、投資対象ファンドは、マスター・ファンドへの投資に加え、機動的で直接的なクレジット投資を行うことがあります。

2. 基準価額は、月次の評価日(原則として、2025年1月以降の毎月最終暦日をいいます。以下同じです。)に算出されます。

- ▶ 各評価日における基準価額は、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の3ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。「投資対象ファンド純資産価額確認日」とは、管理事務代行会社が投資対象ファンド純資産価額を取得する日をいい、通常、評価日の翌投資対象ファンド営業日から35暦日以内の日です。

3. 毎月の取引日(原則として、2025年1月以降の毎月最終暦日をいいます。以下同じです。)の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の取引日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

- ▶ 換金(買戻し)には制限があります(後記「換金(買戻し)制限」の項をご参照下さい。)。第1回目の換金(買戻し)は、2024年12月13日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から2025年3月20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)までのお申込み受付分について、2025年6月の取引日の基準価額での換金(買戻し)となります。換金(買戻し)の申込日および取引日については、後記「換金(買戻し)の申込日」の項をご参照下さい。

4. 米ドル(資産成長型)と米ドル(四半期分配型)からお選びいただけます。

- ▶ 米ドル(四半期分配型)では、2月、5月、8月および11月の分配宣言日に分配を決定します。第1回目の分配宣言日は2025年5月20日を予定しています。分配金は、原則としてファンドから日本における販売会社への入金日から起算して4国内営業日目に支払われます。

ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します(特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。)。ファンドは、投資対象ファンドに集中して投資を行うため、支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。このため、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

投資対象ファンドに関する情報

投資対象ファンドの構造

投資対象ファンドは、ルクセンブルク大公国の法律に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンドとして事業を行うオープン・エンド型の変動資本型投資会社で、2022年12月7日に設立されました。投資対象ファンドは、2013年7月12日付のオルタナティブ投資ファンド・マネージャーに関する法律の範囲内において、ルクセンブルクオルタナティブ投資ファンドとして適格です。投資対象ファンドに対する投資者(投資対象ファンドに対する直接投資者であるファンドを含みます。)の投資条件(償還条件、手数料および投資主のその他重要な権利等)は、とりわけ投資対象ファンドの英文目論見書(適宜行われる訂正、補遺または差替を含みます。)に準拠します。

投資対象ファンドは、LGTキャピタル・パートナーズ(アイルランド)リミテッド(LGT Capital Partners (Ireland) Limited)をオルタナティブ投資ファンド・マネージャー(以下「投資対象ファンド運用会社」といいます。)として任命し、同社は、オルタナティブ投資ファンド・マネージャーに係る規則に基づく関連要件を満たす責任ならびに投資対象ファンドおよびマスター・ファンド(以下に定義されます。)の日々の投資判断に関し投資運用の専門知識と助言を提供する責任を負っています。投資対象ファンド運用会社は、2005年1月28日に、アイルランドにおいて有限責任会社として設立され、アイルランド中央銀行より認可を受け、当該中央銀行の規制を受けています。2024年2月現在、約650億ユーロの運用資産を有しています。

投資対象ファンド運用会社は、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドにつきリサーチ主導型の投資方針を追求しています。マスター・ファンドに関する投資分析プロセスは、投資対象ファンド投資助言会社によって行われ、原則として全般的なマーケット・リサーチおよび分析(ディール・ソーシング、スクリーニングおよび条件の見直しを含みます。)、資産配分を含むポートフォリオ管理、ならびに投資対象ファンド運用会社に対する最終的なクレジット投資の提案によって構成されます。投資決定は、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドに代わって投資対象ファンド運用会社が行います。

投資対象ファンド運用会社は、LGTキャピタル・パートナーズ・リミテッド(LGT Capital Partners Ltd)を投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの非一任投資助言会社(以下「投資対象ファンド投資助言会社」といいます。)に任命しています。投資対象ファンド投資助言会社は、オルタナティブおよびサステナブル投資戦略に重点を置く世界規模の大手投資運用会社であり、スイスのプフェッフィコンに本社を構えています。同社は年金、保険会社、資産管理会社、基金、慈善団体、ファミリーオフィス、および個人富裕層を含む幅広い顧客のために、1,000億米ドル超を管理しています。

投資対象ファンド運用会社、投資対象ファンド投資助言会社およびそのそれぞれの関連会社が、LGTグループの一部を構成しています(以下「投資対象ファンド関係当事者」といいます。)。投資対象ファンド関係当事者はいずれも、ファンドの日々の管理、運営または分配に関与しておらず、ファンドの管理、運営または分配につき投資家に対して何らの責任も負いません。

投資対象ファンドの投資目的および方針

投資対象ファンドは、主に以下の投資を通じて、その投資目的を達成します。

() オープン・エンド型オルタナティブ投資ファンドとして組成されたルクセンブルクの特別有限責任組合である、LGTグローバル・プライベート・クレジット・マスター・エス・シー・エス・ピー(LGT Global Private Credit Master S.C.Sp)(以下「マスター・ファンド」といいます。)への直接的または間接的な投資。投資対象ファンドは、通常、純資産総額の少なくとも85%をマスター・ファンドに継続的に投資します。マスター・ファンドは、直接的にまたは投資ファンドやその他の仲介会社を通じて間接的にクレジット投資に投資します(当該投資は「ポートフォリオ投資」と総称されます。)

() クレジット投資への機動的な直接投資。

投資対象ファンドは、以下を行う可能性があります。

・流動性要件を満たすために現金および/またはその他の流動投資を保有すること。

- ・為替ヘッジ取引を行うこと。
- ・一般的なレバレッジ目的で、またはつなぎ融資要件を満たすために、投資対象ファンド純資産価額の30%を上限とする借入契約を締結すること。

投資対象ファンドの投資目的および/または投資方針は、投資対象ファンドの取締役が投資対象ファンド運用会社と協議した上で、変更される場合があります。受託会社(ファンド勘定)を含む、投資対象ファンドの投資主には、年次報告書の開示を通じて通知されます。

ファンドの流動性

ファンドが買戻請求を処理できるか否かは、投資運用会社がポートフォリオ(特に投資対象ファンド)の資産を適時に清算することができるかどうかによって左右されます。投資家は、投資対象ファンドがその全ての投資家(ファンドを含みます。)の買戻しを暦四半期ごとの投資対象ファンド純資産価額の5%を超えない範囲に制限していることに留意する必要があります。買戻制限の詳細については、下記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻しの制限」をご参照ください。

運用体制

投資運用会社について

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、250名の投資プロフェッショナルが機関投資家と個人投資家に対し質の高いアクティブ運用商品を提供します。2024年3月末時点の運用資産残高は、機関投資家向けが10.4兆円、投資信託向けが13.5兆円です。

投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社について

- 投資対象ファンド運用会社であるLGTキャピタル・パートナーズ(アイルランド)リミテッドは、アイルランド中央銀行に認可されたオルタナティブ投資ファンド・マネージャーとして、投資対象ファンドとマスター・ファンドに関する投資判断を行います。
- 投資対象ファンド投資助言会社であるLGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドは、オルタナティブ投資を中心に資産運用等をグローバルに行う運用会社で、1,000億米ドル以上の資産を運用しています。投資対象ファンド投資助言会社は、投資対象ファンドとマスター・ファンドに関する投資分析を行います。特に、全体的な市場調査と分析(案件の発掘、スクリーニング、条件の見直しを含みます。)および資産配分、ならびに投資対象ファンド運用会社に対するクレジット投資の提案を含むポートフォリオ管理を行います。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で

国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パペリン氏はCIAAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラン(「バラン」)・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービス・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービス・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。その他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2024年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

米ドル(資産成長型)に関しては、現在の分配方針では受益者への分配を行いません。ただし、管理会社は、その裁量により、当該クラスの受益証券に関する分配金が随時支払われるものと決定することができます。したがって、当該クラスの受益証券に帰属するすべての純利益および実現キャピタル・ゲインは再投資され、当該クラスの受益証券に帰属する純資産価額に反映されます。

米ドル(四半期分配型)に関しては、管理会社は、投資運用会社と協議の上、その単独の裁量により、分配金の支払を決定することができます。現在、各分配日に四半期ごとに分配(以下「四半期分配」といいます。)が行われることが予定されています。管理会社は、その単独の裁量により、該当するいずれかの期間に関する四半期分配額をゼロとすることも決定することができます。かかる決定はいかなる理由によっても可能であることを留意する必要があります。

管理会社が四半期分配金を支払うと決定した場合、その分配額はインカム等収益に相当します。上記にかかわらず、四半期分配金は、様々な理由で帰属するインカム等収益と同額にならない可能性があり、四半期分配金の額は管理会社がその裁量により決定します。

原則として、各分配日について支払われる分配金の額は、管理会社がその単独の裁量により、該当する分配期間に係る()投資対象ファンドから受け取る分配金、投資対象ファンドの実現収益およびキャピタル・ゲイン、()流動資産からの発生済み利息、()上記()および()から受領した配当または分配金額に対して、対応する分配日に支払われるまでに発生した利息、ならびに()受益証券に帰属する元本(()から()までを以下「インカム等収益」といいます。)を考慮して、決定します。

管理会社はまた、分配金の額を決定するにあたりその他の費用および基準価額を勘案します。

さらに、投資者は、管理会社が、適切とみなした場合において、関連する分配期間について、または一切、当該クラスに帰属する投資元本を使用する選択肢があるにもかかわらず、当該クラスについて分配しないことを宣言することがあることにも留意することが重要です。管理会社がかかる選択をする場合は、ファンドの投資目的および方針の適用が、関連する分配期間においてマイナスの運用実績をもたらしたか、または管理会社によるかかる選択が適切とみなされる程度に運用実績が低迷したと管理会社がその単独の裁量において判断した場合を含みますが、これに限定されません。

分配金が支払われるという保証はなく、また、分配金が支払われた場合であっても、分配金が将来も支払われるという保証や、支払われるとしてもそれが同等の金額であるという保証はありません。

宣言された四半期分配は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金の控除後)。分配金は、関連する分配基準日に受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、0.005は切り上げて、小数点第2位に四捨五入されます。

投資者は、管理会社が独自の裁量で適切と判断する頻度に分配頻度を変更する必要があることに留意する必要があります。

「分配権利落日」とは、各分配宣言日に係る分配に関して、関連する分配宣言日の前月の評価日をいいます。以下同じです。

「分配基準日」とは、各分配権利落日に関して、当該分配権利落日の前ファンド営業日をいいます。以下同じです。

「分配日」とは、関連する分配宣言日から3ファンド営業日目または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配宣言日」とは、2025年5月20日に開始し(同日を含みます。)、毎年2月、5月、8月および11月の20暦目に当たる日(ただし、当該日がファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日とします。)または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配期間」とは、分配宣言日(同日を含みます。)に終了し、最初の分配期間については設定日(同日を含みます。)から、その後は前分配宣言日の翌暦日から開始する期間をいいます。以下同じです。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における基準価額は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次の現地分配基準日までの期間をいいます。
(注)分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。
- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。
(注)分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照下さい。

(5)【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の合計価額は純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の非流動資産に投資する際に価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合、本制限により投資対象の取得が妨げられないものとします。
3. 管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与えるいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 借入れおよびレバレッジ方針に従い、受託会社、もしくは管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社または管理会社(もしくは代理人)が管理する全てのファンドが保有する、ある企業1社に対する合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)(当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)(当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(当該純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける() (株式等エクスポージャー以外の)有価証券、() (デリバティブ等エクスポージャー以外の)金銭債権、および()匿名組出資持分(以下「債券等エクスポージャー」と総称します。)(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(当該純資産総額の10%を超える場合、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、当該有価証券、金銭債権および匿名組合の出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社(または代理人)は、ある投資信託/会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託/会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

上記にかかわらず上記6、7、8および9項の投資制限に関して、ファンドは、JSDAが定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、投資対象ファンドである投資対象ファンドに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

特化型運用の例外(すなわち、投資対象ファンドへの投資の集中)を除き、いずれかの時点で、申込みおよび買戻し、または市場価格の変動により(上記6項から9項の投資制限に代表される)JSDAの指針からの逸脱がある場合、管理会社は、1か月以内にかかる投資制限に従うために必要な全ての措置を講じます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資

制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または()(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが利益を生む保証はありません。ファンドが利益を生まない場合、投資者にはキャピタル・ゲインやインカム収入は提供されず、投資者が受益証券の買戻しに関して受け取る買戻価格は、投資者の当初の投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を多様化させる効果的な手段として機能しない可能性があります。

借入れおよびレバレッジ方針

管理会社は、ファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入残高総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過することがあります。

3【投資リスク】

リスク要因

基準価額の変動要因

- ・基準価額は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動き、および為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの受益証券は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- ・ファンドは、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

<投資リスク>

投資全般に関するリスク

過去の運用実績は参考であり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。経済・市場環境、運用戦略に応じパフォーマンス/基準価額は大きく変動することがあります。テロ、疫病や天災、その他不可抗力、サイバーセキュリティやBCP(事業継続計画)に関するリスク等によりパフォーマンス/基準価額が影響を受けることがあります。将来的に運用担当者の変更になることがあります。必要に応じ予告なく運用方針等を変更することがあります。

プライベート・クレジット投資に関するリスク

投資対象ファンドによる直接的またはマスター・ファンドを通じた間接的なプライベート・クレジット投資には上場債務証券への投資と比べ、よりリスクが高く、投資の一部または全部を失う可能性があります。

負債関連投資によるリスク

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドによるローンまたはその他の債務への投資には、利息および元本の不払いリスクがあります。このような不払いは、収益の減少、影響を受ける特定の投資の市場価値の下落、および投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの純資産の減少につながる可能性があります。ローンまたはその他の債務からの元本および利息の支払いは、主に借主または発行体の財務状況に依拠します。ローンまたはその他の債務への投資に伴い差し入れられた担保は、このような不払いリスクに対して一定の保護を提供する可能性があります。担保の清算または売却によって損失が完全にカバーされるとは限りません。債務が借主、発行体および/またはその子会社や関連会社の株式によって担保されている場合、借主または発行体が破産または支払不能に陥った場合、当該株式はその価値をすべて失う可能性があります。その結果、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドは受け取る権利を有する支払いを受けられない可能性があり、それにより投資価値および純資産が下落する可能性があります。

一般的に、低格付け・非格付けのローンやその他の債務の利回りや価格は、高格付けローンやその他の債務に適用されるものよりも不安定になる可能性があります。低格付けおよび非格付けローンやその他の債務の市場は高格付けローンやその他の債務の市場よりも流動性が低いことが多く、売却価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

景気の悪化や金利の上昇は、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドが保有する投資適格でない投資の価値や、借主または発行体の元本および利息支払債務を履行する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。借主や発行体が支払義務を履行できない場合、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドは回収を求めるために追加費用が発生する可能性があり、結果的に投資価値および純資産が下落する可能性があります。

集中投資リスク

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドは限られた数のポートフォリオ投資に参加することがあり、1つの業界やセグメントに複数の投資を行う場合があります。その結果、投資対象ファンドおよびマスター・

ファンドの投資ポートフォリオが高度に集中し、少数の保有銘柄のパフォーマンスが投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの全体のリターンに大きく影響する可能性があります。また、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドには業種別の分散投資に関するガイドラインがなく、投資が一部の業種に集中する可能性があります。

マクロ景気変動リスク等

経済成長鈍化や景気後退、またはインフレーションなどのマクロ経済要因が、保有資産の評価額を通じファンドのパフォーマンス/基準価額に影響を及ぼします。

流動性リスク

投資対象ファンドが発行する投資証券は未上場であるため、投資運用会社による投資対象ファンドの投資証券の売買は様々な理由で制限される可能性があります。また、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの組入資産の多くは上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されておらず、転売には法的およびその他の制限がある等、上場有価証券等に比べて流動性が低い資産です。希望するときに、資産を売却することが困難になる可能性があります。さらに、投資対象ファンドやマスター・ファンドがそのポートフォリオのすべてまたは一部を迅速に清算する必要がある場合、帳簿上の評価額よりも著しく低い価格でしか売却できずに損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建ての投資対象ファンドに投資するため、投資者が米ドル貨から投資する場合には、ファンドの受益証券に対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、投資者の円貨で評価した資産価値が下落する可能性および換金(買戻し)代金や支払分配金額が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

組入資産の評価に関するリスク

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドは、それぞれ投資するポートフォリオ投資から受け取る資産評価の正確性やタイミングを保証できない可能性があります。このような投資は、投資対象ファンド投資助言会社や投資対象ファンド運用会社が決定した想定売却価額で評価されることがあり、年次監査済報告書により修正される可能性があります。そのような投資資産の公正価値の見積りは本質的に困難で、大きな不確実性が存在します。ポートフォリオ投資の一部は取得価格で評価されたり、公正な市場価値とは異なる評価方法を採用する可能性があります。その結果、ファンドが受け取る金額が、投資対象ファンドへの投資の比例持分に係る公正な市場価値と異なる可能性があります。

分配に関するリスク(米ドル(四半期分配型))

分配は、関連契約もしくは管理会社の裁量に基づき決定されますが、市場環境によっては分配額を減額または分配を行わないことがあります。現下の含み損が将来の分配金額を減少させるリスクがあります。分配可能原資があっても現金不足のため分配が行えないことがあります。

換金(買戻し)に関する制限

投資対象ファンドは、四半期ごとに投資対象ファンド投資証券の買戻しを受け付けていますが、各四半期における買戻し上限として前四半期末時点の投資対象ファンド全体の純資産総額の5%とする旨が定められています。また、投資対象ファンドが裁量により買戻しの条件の変更を行う可能性やその他の理由により投資対象ファンド投資証券を適時に処分できなくなる可能性があり、これらの場合にはファンドの受益証券の換金(買戻し)の受付が停止され、または、換金(買戻し)を申し込んだ口数の一部のみ換金(買戻し)が行われる可能性があります。

管理会社は、その絶対的な裁量により適正とみなす場合(投資対象ファンドの買戻し制限により投資対象ファンド投資証券の買戻しが制限され、または妨げられる場合が含まれます。)には、(受託会社と協議の上で)換金(買戻し)請求の数量を管理会社が定める口数もしくは金額に制限し、または当該換金(買戻し)請求の受付を停止することができます。管理会社が換金(買戻し)請求の数量を制限し、または受益証券の換金(買

戻し)を停止した場合、受益者は換金(買戻し)請求をした受益証券の一部または全部について換金(買戻し)を受けることはできません。

ファンドのパフォーマンスの希薄化

投資対象ファンドの購入申込みは月次で、買戻申込みは四半期毎で受け付けられることから、ファンドから投資対象ファンドへの投資または買戻しにあたりその申込みを即時に行うことができず、結果として一時的にファンドの現金の保有比率が高まる場合があります。この場合、ファンドのパフォーマンスは現金の保有に伴う希薄化の影響を受ける可能性があります。

法令・規制、税制に関するリスク

投資対象ファンドは、ルクセンブルク法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンドのオープン・エンド型の投資会社であり、また、マスター・ファンドは、ルクセンブルクの特別有限責任組合として組成されたオープン・エンド型オルタナティブ投資ファンドであり、それぞれ様々な法令・規制、税制上の制約を受けており、状況によってはファンド運営に影響を及ぼす場合があります。

重層的な経費

投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬およびサービス提供会社報酬を含みますが、これに限りません。)の重複が生じる場合があります。この場合、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流動性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドへの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。投資者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

「最終買戻日」とは、()2163年12月1日又および()管理会社が決定した、ファンドのすべての投資が清算された強制買戻事由の発生後、実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回る全ての受益証券の利益)は、とりわけ当該受益証券に帰属するポートフォリオのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。全ての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、ポートフォリオまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資に係るリスク

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドの成功は、投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依拠

ポートフォリオの成功または失敗は、一定程度、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依拠しています。投資者は、ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

投資運用会社、その関連会社、またはファンドに関して受託会社にサービスを提供する者(管理会社を除きます。)のいずれも、受益者に対していかなる義務も負わず、または受益者との間でいかなる代理関係もしくは信託関係も有しません。

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではありません。

インカム等収益および分配

米ドル(四半期分配型)受益証券

インカム等収益が発生するという保証はありません。管理会社が(その裁量により)分配を宣言する場合、受益証券に帰属する投資元本から分配の全部または一部が支払われることもあれば、インカム等収益がゼロになることもあります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということをご考慮することが強く推奨されます。

米ドル(資産成長型)受益証券

米ドル(資産成長型)受益証券に関しては、受益者への分配は行わず、その代わりに全ての純利益および実現キャピタル・ゲインを再投資する方針です。したがって、米ドル(資産成長型)受益証券への投資は、当座のリターンを求める投資者には適さない可能性があります。

インカム等収益は、投資対象ファンドから支払われる分配金の受領に部分的に依拠しています。投資対象ファンドから分配金が支払われない場合、支払いが予想を下回る場合、またはかかる分配金の支払いが妨げられた場合、これに応じてファンドの利益は投資者の予想を下回ることとなります。さらに、受取分配金の利率が年度途中で低下した場合も、インカム等収益が予想を下回る結果になる可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻日に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の基準価額の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

投資対象の集中

ファンドは、受益証券の申込による購入代金の大部分を、主として投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況および受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。ファンドが投資対象とする投資対象ファンドは、流動性の低いものです。流動性の低い投資対象の市場は、流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を流動性の低い投資対象に投資することは、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資対象を処分する能力を制限する可能性があります。

集中投資リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)は、投資目的に沿った投資テーマに限定して投資を行うため、投資対象とする国や投資分野が限定され、実質的に少数の資産に集中

して投資を行う可能性があります。したがって、多くの資産クラスを対象に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。

投資対象ファンドに固有の留意点

ファンドが行う投資対象ファンドへの出資については、プライベート・デットその他の有価証券等の価値や評価額の変動、市場金利の変動等の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響がおよび、出資に損失が生じるおそれがあります。投資対象ファンド持分の流通市場は現在確立されていません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの出資ならびに投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に投資対象ファンドに出資するファンドへの投資にあたっては、投資者は、投資対象ファンドへの出資に伴う様々なリスク等を十分に理解した上で、投資の判断および決定を行うよう留意する必要があります。

受益証券の買戻しは、買戻日にのみ可能であり、また、制限される場合があること

受益証券の買戻しは、各買戻日にのみ可能であり、管理会社および/または投資運用会社が決定する純資産総額または発行済受益証券口数に対する割合を上限とする場合があります。投資家は、投資対象ファンドの投資証券の買戻しが、原則として暦四半期ごとの投資対象ファンド純資産価額の5%までに制限されていることに留意する必要があります。

投資対象ファンドに関連する買戻金のための決済済みの資金が調達可能であることを条件として、また、本書に別段の定めがある場合を除き、買戻金の決済は、現金決済日について、投資対象ファンド純資産価額確認日から10ファンド営業日目もしくはそれより前に、または管理会社が決定するその他の時まで、受益者に対して支払われます。

受益証券の買戻しに関するその他の制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」および下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、純資産総額および/もしくは基準価額の決定および/もしくは受益証券の買戻しを停止すること、ならびに/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社および場合に応じて投資運用会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

投資対象ファンド償還手数料

受益者は、受益証券の買戻請求により、ファンドの勘定で保有されている投資対象ファンド投資証券について、買戻請求が生じる可能性があることに留意してください。投資対象ファンド投資証券の買戻しを請求する場合、投資対象ファンド償還手数料がかかる場合があります。投資対象ファンドが投資対象ファンド償還手数料を課すことにより、基準価額が減少する可能性があります。受益者は、かかる投資対象ファンドの償還手数料が、買戻しの対象とならない受益証券を保有する受益者により負担される場合があることに留意してください。

ファンドのパフォーマンスの希薄化

投資対象ファンドの購入申込みは月次で、買戻申込みは四半期毎で受け付けられることから、ファンドから投資対象ファンドへの投資または買戻しにあたりその申込みを即時に行うことができず、結果として一時的にファンドの現金の保有比率が高まる場合があります。この場合、ファンドのパフォーマンスは現金の保有に伴う希薄化の影響を受ける可能性があります。

成功報酬平準化リスク

投資対象ファンドは、成功報酬が発生します。この成功報酬は、各結晶化期間における投資対象ファンドの投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額を上回るハードル価額のプラスのアウトパフォーマンスに基づいて計算されます。成功報酬は、投資対象ファンドの評価日ごとに発生し、結晶化期間に属する投資対象ファンドの最終評価日から30暦日以内に投資対象ファンド運用会社に支払われます。

投資対象ファンドは、成功報酬の標準化を行い、投資対象ファンドのほとんどの投資者が投資対象ファンド投資証券に関して受領したパフォーマンス分のみ支払うようにしています。この仕組みにより、各投資者の実際のパフォーマンスが反映されるように成功報酬が調整され、投資者の特定の投資経験と報酬が一致します。

しかし、ファンドは、その投資者については、これに対応する成功報酬の平準化を行いません。この相違により、ファンドの投資者が、受領していない受益証券のパフォーマンスに対して支払いを行うという事態が生じる可能性があります。具体的には、受益者には、ファンドへの個々の投資が同程度のパフォーマンスを達成できなかった場合であっても、投資対象ファンドの全体的なパフォーマンスに基づいて成功報酬が支払われる場合があります。このため、投資者の受益証券が同等の利益を得られなかった場合であっても、投資対象ファンドのパフォーマンスが良好な期間には報酬が増加する可能性があります。これにより、ファンドへの投資の純利益が減少する可能性があります。投資者は、ファンドへの投資を評価する際に、投資の純パフォーマンスおよび総コストに影響する可能性があるため、このリスクを慎重に考慮すべきです。

受益者に対する買戻価格の調整がないこと

投資対象ファンドの取締役は、独自の裁量により、投資対象ファンドにとって最善の利益になると判断する期間、投資対象ファンド投資証券に関する買戻し額の一部を保留することができます(以下「保留金」といいます。)。この保留は、対象投資の評価が更新されることにより生じるかもしれない投資対象ファンド純資産価額の調整を考慮したものです。投資対象ファンド純資産価額は、対象投資から更新された評価を受領することにより調整される場合があり、その結果、投資対象ファンド投資証券が買戻された際の投資対象ファンド純資産価額が変更されることがあります。ファンドを含む投資対象ファンドの買戻しを行う投資主が、投資対象ファンド投資証券1口当たり、投資対象ファンドの償還日にかかる調整を行った場合に受領する金額を超える金額(以下「超過償還金額」といいます。)を受領した場合、取締役は、超過償還金額を相殺するために保留金を使用します。超過償還金額を相殺した後の残余の保留金は、当該投資主(この場合はファンド)に利息なしで分配されます。

受益者は、受益証券の買戻しを受けたファンドの受益者に対して支払われる買戻価格には対応する調整が行われることはなく、当該調整による利益を享受しないことに留意してください。

為替リスク

受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下「投資者通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドルの平価切下げまたは投資者通貨の平価切上げに伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者通貨(場合によります。)に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a)純資産総額および基準価額の投資者通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨相当額が減少します。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結される取引および保有される現金または有価証券を照合するのに十分な時間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、不正確な純資産総額の計算につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価格は、当該受益証券の未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していたであろう買戻代金より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻代金が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合の買戻価格よりも高額である場合、かかる過払いはこれに対応する悪影響をファンドに及ぼす可能性があります。

サイドポケット投資リスク

受益者は、投資対象ファンドの取締役が一定の流動性の低い投資または評価の難しい投資をサイドポケット投資として指定する可能性があることに留意してください。これらの投資は、主なポートフォリオから分離されており、実現するまでまたはその他の方法で流動性を得るまで、投資対象ファンドの純資産総額の計算には含まれません。その結果、受益者は当該投資からの収益を受け取る際に遅延が発生する可能性があります。受益証券の買戻しを受けた受益者に対して支払われる買戻価格に対応する調整は行われません。さらに、サイドポ

ケット投資の評価は不確実で、大幅な調整を受ける可能性があり、その結果、投資対象ファンドの純資産総額、ひいてはファンドの純資産総額の価値に影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費、訴訟費用または補償費用ならびにその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

重層的な経費

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬およびサービス提供会社報酬を含みますが、これに限りません。)の重複が生じ得ることに留意するべきです。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

ファンドの早期終了

潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まる可能性があることに留意すべきです。強制買戻事由は、受託会社および管理会社が、全ての受益証券の強制的な買戻しを行うものとするに同意した場合に発生します。これには、管理会社が、受託会社と協議の上、何らかの理由(最終買戻日より前の投資対象ファンドの早期終了を含みます。)により全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算を行う必要性が生じる可能性または評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている通り、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関連する一定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたはポートフォリオ・グループのものより低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な方法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

投資方針に係るリスク

一般事項

ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定のポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の投資商品に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資商品および/または投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、また、ファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

現金部分

現金および現金等価物

ファンドの勘定で保有される現金および現金等価物は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの一または複数が実現した場合、ファンドの勘定で保有される現金および現金等価物の価値は、悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引出しおよび/または現金等価物の現金化をファンドの勘定に

において行うことができない場合、投資運用会社のファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

投資対象ファンド

ファンドは投資可能資産の実質的に全てを投資対象ファンドに投資する予定であるため、ファンドに対する投資は、ファンド固有のリスクおよびフィーダー・ファンドとしてのファンドの運営に係るリスクに加えて、投資対象ファンドへの投資に係る全てのリスクも伴うものとなります。

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンド(ファンドの実質的な投資資産)に固有の留意点

ファンドが投資する投資対象ファンドへの投資については、プライベート・デットやその他有価証券の価値や評価の変動、市場金利の変動等の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響が生じ、投資損失が発生するリスクがあります。投資対象ファンドの持分の流通市場は現在確立されていません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの投資は、投資対象ファンドの投資目的および投資戦略と同様、様々なリスクを伴い、元本割れを生じる可能性があります。実質的に投資対象ファンドへの投資であるファンドへの投資を行う場合、投資者は、投資対象ファンドへの投資に伴う様々なリスクを十分に理解した上で、投資判断および決定を行うよう留意する必要があります。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が基準価額にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連する全ての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開する、または受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資対象ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドの投資証券への投資およびファンドによる投資対象ファンドの投資証券の所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドの投資証券を取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の申込による購入代金の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドへの依拠

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依拠します。投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドは、終了し、解散し、新たな規制の対象となることがあるかもしれませんが、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行される投資証券に投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの投資主は、特定の時期かつ特定の書面による手続の完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があり、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンド純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社への依拠

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社の判断および能力に大きく依拠しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社のスキルおよび専門知識に依拠することになります。投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社は、投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)の投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を利用しますが、これが期待通りの結果をもたらすという保証はありません。さらに、立法上、規制上または租税上の制限、政策または動向により、投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)の運用において投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社が利用できる投資技術に影響を及ぼす可能性があり、投資目的達成のための投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)の能力に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社もしくは投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)の日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資助言会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)について、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社が成功するという保証はありません。また、ファンドの投資目的上、投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)によるパフォーマンスの不調の結果ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回するということはありません。投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社が投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)と提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社のキーパーソン死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)の投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。

アンダーライニング・サービス提供会社への依拠

投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)のパフォーマンスは、概ね、サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)にとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンド(およびマスター・ファンド)へのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される投資証券の強制償還が生じる可能性があります。これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

スイング・プライシングの仕組み

投資対象ファンドは、スイング・プライシングの仕組みを導入しています。スイング・プライシングとは、購入や償還といった投資者の取引に関連する費用を考慮し、投資対象ファンド純資産価額を調整するプロセスです。この調整は、多額の資金の流入または流出によって発生する取引費用による投資の希薄化から、投資対象ファンドの既存の投資者を保護することを目的としています。ただし、スイング・プライシングの影響は、購入や買戻しを行う投資者だけでなく、ファンドの全ての投資者に及ぶ点に注意することが重要です。投資対象ファンドがスイング・プライシングを適用する場合、投資対象ファンド純資産価額、ひいては純資産総額が調整されます。このことは、ファンドの全ての投資者が、その時点で受益証券を積極的に購入または買戻ししているかどうかにかかわらず、これらの調整の影響を受けることを意味します。スイング・プライシングの導入により純資産総額が変動し、ファンドにおける投資者の投資全体のパフォーマンスや評価に影響を与える可能性があります。スイング・プライシングは、取引費用が投資対象ファンドに与える影響を軽減することを目的としているものの、当該費用を完全に排除するものではなく、市場の状況および投資者の活動次第では、純資産総額を下落させる、または上昇させる可能性があることに、投資家は留意すべきです。スイング・プライシングは、長期投資者を大規模取引による希薄化の影響から保護するために設計されていますが、ファンドの全ての投資者が、この仕組みに関連する費用と便益を共有することも意味します。

投資対象ファンド固有のリスク要因

一般事項

投資対象ファンドは、その購入代金の実質的に全部をマスター・ファンドに投資します。それにより、投資対象ファンドは、マスター・ファンドの投資活動に内在するリスクにさらされ、そのリスクは、マスター・ファンドの水準および投資対象ファンドの水準の両方において顕在化する可能性があります。

投資または分配を支配しないこと

投資対象ファンドの主な目的は、その資産の実質的に全部をマスター・ファンドに投資することです。投資対象ファンドまたはファンドのいずれも、マスター・ファンドの資産を直接支配せず、マスター・ファンドにより行われる投資の取得、管理、処分もしくはその他の実現に関する意思決定またはマスター・ファンドの事業および業務に関するその他の意思決定を行いません。

さらに、投資対象ファンドがマスター・ファンドから受け取る分配は、マスター・ファンドのジェネラル・パートナー（以下「ジェネラル・パートナー」といいます。）および投資対象ファンド運用会社（マスター・ファンドの投資管理者としての資格において）が行う決定に依拠します。したがって、投資対象ファンドは、分配を行う際にマスター・ファンドに依拠し、それゆえに、投資対象ファンドは、当該分配が行われる前に分配額および当該分配の財源を正確に予測することができません。

投資者の収益率

投資対象ファンドは、マスター・ファンドと比較して、異なる費用構造、異なる経費を有しています。通常、投資対象ファンドにおける投資者の収益率は、投資者が特定の期間に獲得した純収益であり、投資者との間のキャッシュフロー（対象投資のマネージャーに支払われた手数料を含みます。）に基づいて計算されます。投資対象ファンドの費用構造および経費が、マスター・ファンドの費用構造および経費と相違する場合、またはマスター・ファンドの費用構造および経費に追加して義務を負う場合においては、投資対象ファンドへの投資の純収益は、投資者がマスター・ファンドのリミテッド・パートナーとして投資対象ファンドを介して投資する場合よりも、マスター・ファンドのリミテッド・パートナーとしてマスター・ファンドに直接投資した場合に達成されたであろう収益とは異なるものとなります。

設立費用

投資対象ファンド(マスター・ファンドではない)は、投資対象ファンドの組成、設立および投資者の参加に関連して発生した全ての設立費用を負担します。これには、法的、会計、印刷および届出に係る一切の実費を含みますが、投資対象ファンドに関する設計助言に関連して発生した経費(マスター・ファンドが支払い、マスター・ファンドのリミテッド・パートナーとして投資対象ファンドが一部負担するもの)は除きます。

マスター・ファンドまたはそのジェネラル・パートナーに対して直接請求を行わない

ファンドは、マスター・ファンドに直接投資せず、マスター・ファンドのリミテッド・パートナーとはみなされません。したがって、ファンドは、マスター・ファンドまたはジェネラル・パートナーに対して直接的な契約上の請求を行うことはできません。

投資対象ファンド投資証券は保証されていない

投資対象ファンド投資証券については、いかなる政府機関によっても保険または保証はなされていません。投資対象ファンド投資証券は、いかなる方法によっても、投資対象ファンド、マスター・ファンド、投資対象ファンド運用会社、投資対象ファンドの取締役、または場合により、取締役会、委員会もしくは小委員会として招集された取締役(以下総称して「取締役」といいます。)、ジェネラル・パートナーもしくはそれらの関連会社またはその他の銀行もしくは金融機関の預金、債務ではなく、またはこれらによる裏書もしくは保証は行われません。投資対象ファンドにおける損失は、ファンドが単独で負担します。

流動性の制限

投資対象ファンドへの投資は、比較的流動性が低く、流動性を必要とする投資者には適していません。投資対象ファンド投資証券には公開市場はなく、投資対象ファンド投資証券を譲渡するファンドの能力には制限があります。投資対象ファンド投資証券の償還には、制限が課されます。譲渡および償還の制限は、ファンドの投資対象ファンドへの投資の流動性に大きな影響を与えます。

投資対象ファンドでの取引が停止された場合、投資対象ファンドは、ファンドによる購入の時期または可能性について支配することはできず、流通市場での投資対象ファンド投資証券の売却を希望するファンドのために買主が見つかることを保証することはできません。投資対象ファンド運用会社または投資対象ファンド投資助言会社は、最善の努力をもって、償還する投資主と購入する投資主を組み合わせるよう試みることはできませんが、公正市場価格またはかかる一連の行為の有効性を保証するものではありません。

マスター・ファンドの投資目的

潜在的投資家は、投資対象ファンドへの投資が例外的な性質の他のリスクに随時さらされる可能性があることに留意する必要があります。さらに、投資者は、有価証券への投資は変動しやすく、その価値は下落することも上昇することもあるため、マスター・ファンドを通じて投資対象ファンドがその投資目的を達成できる保証はないことに留意してください。マスター・ファンドに対する持分の価値およびそこから得られる収益は、マスター・ファンドの正味資産価値の変動を反映して増減する可能性があります。投資は、自身の投資に対して損失を負担できる投資者によってのみ行われるべきです。潜在的投資者は、受益証券への申込を行う前に専門家およびフィナンシャル・アドバイザーにご相談ください。特に、潜在的投資者は、以下に示されるリスクの一部または全部が、マスター・ファンドのレベルおよび/またはポートフォリオ投資のいくつかのレベルで顕現化する可能性があることに留意してください。リスクが投資構造内のいくつかのレベルで累積的に顕在化する場合には、投資者にとってその結果および潜在的損害はさらに深刻となる可能性があります。

クレジット投資のリスク

投資対象ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、クレジット投資への直接的および間接的なエクスポージャーを有します。マスター・ファンドが行うポートフォリオ投資の性質上、投資対象ファンドへの投資に付随するリスクは、上場債券に投資するファンドへの投資に付随する平均的なリスクを上回るため、投資対象ファンドへの投資は、投資全体が失われる可能性を含め、そのようなリスクを取ることができる投資家にのみ適しています。

マスター・ファンドは、より多くの投資家が市場に参入するにつれて競争が激化する可能性のある事業に従事することになります。新たな競合他社の参入、または売却対象となる資産の数や規模の縮小は、マスター・ファンドの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンド運用会社は、マスター・ファンドが投資しようとする種類の魅力的な投資商品が現在利用可能であると考えていますが、マスター・ファンドがそのような投資機会を利用できるという保証はありません。

一般的に、ポートフォリオ投資やその保有構造のレベルにおけるレバレッジの程度には制限がないため、投資先の多くは高水準の負債を抱えるビジネスである可能性があります。レバレッジされた取引は、その性質上、ポートフォリオ投資が多額の債務を返済する義務が生じ、その結果、予想収益に対する固定金利の比率が高くなります。レバレッジド・ポートフォリオ投資は、本質的に、収益の減少や費用の増加(主要政策金利の上昇等)に影響されやすくなります。私募市場の性質上、マスター・ファンドが投資を行うのに十分に適切な投資機会が確保されるという保証はありません。その結果、マスター・ファンドが望ましい分散投資レベルを達成できるという保証はありません。

相対的に高いレバレッジによる高度の金融リスクに加え、ポートフォリオ投資は運用リスクも負う可能性があり、その結果、ポートフォリオ投資が支払不能に陥り、投資資金が全額失われるリスクが生じる可能性があります。借り手の、貸付契約に基づき支払うべき金額を返済する能力は、満期時または満期前の債券市場の流動性に連動する可能性があります。ローンの満期時に、()元本が返済され、および/または、()原資産に対する担保の価値を確保することが、元本残高の充足に十分であるという保証はありません。

ポートフォリオ投資からの価値の実現は短期的には困難であったり、自由に取引可能な投資と比較して大幅なディスカウントを余儀なくされたりする可能性があります。ポートフォリオ投資の実現による収益は、マスター・ファンドが債務の弁済および経費の支払のために留保することがあります。マスター・ファンドは、投資対象ファンドやファンドからの償還請求に応じるために、期限内に完済できない投資を行う場合があります。結果として、マスター・ファンドは終了に伴い、不利な時期および/または不利な条件でポートフォリオ投資を売却またはその他の方法で処分しなければならない場合があります。マスター・ファンドがポートフォリオ投資を処分またはその他の方法で収益化する戦略には、多額の手数料や費用(法務、会計、募集その他に関するものを含みますが、それらに限られません。)がかかる場合があります。当該手数料の支払は持分の価値を実質的に減少させ、それによりファンドのリターンが低下する可能性があります。また、マスター・ファンドの費用および経費は、本書で想定しているものよりも高額となる可能性があります。

ポートフォリオ投資の機密性を保持するため、マスター・ファンドが投資を企図しているポートフォリオ投資は、投資家に提供された機密情報の公開を義務付ける可能性のある法律、規則または規制の対象となる投資家の受入れを拒否することができ、また、投資後に当該投資家がそのような法律、規則または規制の対象となった場合には、当該投資家に撤回を求める場合があります。

投資対象ファンド運用会社は、ポートフォリオ投資の条件交渉において、第三者への売却などの出口戦略の実施を容易にする契約条項を勝ち取ることを意図しています。しかし、市場、政治または経済の状況が、インパクト投資に対して魅力的なリターンを提供するために必要な時点または方法で、当該出口戦略の実施を成功させることができるとの保証は一切ありません。さらに、マスター・ファンドの条件には、補償請求を充足し、または再投資を促進する目的で、特定の分配金の返還義務が規定されている場合があります。

マスター・ファンドがポートフォリオ投資の少数投資家である場合、その利益を常に効果的に保護できるとは限りません。

マスター・ファンドは、パーティシペーションまたはサブパーティシペーションによって既存の債務の持分を取得する投資を行うことがあります。その結果、マスター・ファンドは借り手と当該パーティシペーションまたはサブパーティシペーションを販売する事業体の両方の信用リスクを負う可能性があります。当該販売事業体が支払不能に陥った場合、マスター・ファンドは、()借り手から販売事業体への支払いの受領が遅延し、()販売事業体の一般債権者として扱われ、()販売事業体と債務者との間の相殺から利益を得られず、()債務者が販売事業体に対する債権を相殺できる範囲で損失を被る可能性があります。マスター・ファンドが販売事業体の一般債権者として扱われる場合、マスター・ファンドは、販売事業体の当該債務に対する持分、または当該債務を担保する担保に関して、排他的または優先的な請求権を有することはできません。

マスター・ファンドが投資する証券は、通常、複雑な資本構造の中で最下位に位置する可能性があり、したがって、マスター・ファンドの請求権は他の第三者債権者に比べて劣後する可能性があり、他の全ての債権者が充足された後でなければ回収できないため、最大の損失リスクにさらされる可能性があります。マスター・ファンドは、マスター・ファンドが投資する債務のリストラクチャリング時に持分も取得する可能性があります。資本持分の保有により、ファンドは様々なリスク、特に外部市場の影響にさらされます。株式資産の処分は複雑性および/または追加コストを伴い、不利な条件でのみ実行可能な場合があります。

債券関連投資のリスク

ローンおよびその他の債務への投資は、以下を含む特定のリスクにさらされます。

- a) 不払いリスク：ローンおよびその他の債務には、利息および元本の不払いリスクがあります。このような不払いは、収益の減少、影響を受ける特定の投資の市場価値の下落、およびマスター・ファンドの純資産の減少に繋がる可能性があります。マスター・ファンドがローンまたはその他の債務から元本および利息を受け取る能力は、主に借り手または基礎発行体の財務状況に依ります。
- b) 担保の減損：担保は債務の不払いリスクをある程度保護しますが、担保の清算または売却によって損失が完全にカバーされるとは限りません。債務が借り手/発行体および/またはその子会社や関連会社の株式によって担保されている範囲で、借り手/発行体が破産または支払不能に陥った場合、当該株式はその価値をすべて失う可能性があります。その結果、マスター・ファンドは受領権利を有する支払いを受けられない可能性があり、それにより投資商品の価値および純資産が下落する可能性があります。
- c) その他のリスク：更なるリスクには、() 関連する債権者の権利に関する法律の下で詐欺的譲渡として基礎取引が回収される可能性、() 借り手/発行体によるいわゆる貸主責任請求、() 当該債務に関してマスター・ファンドがその権利を直接行使する能力の制限、() 投資の流動性に影響を及ぼす可能性のある関連文書に記載される譲渡制限などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

マスター・ファンドは、月次、年次、またはその他の頻度で当該債券投資に関連する金利の調整を行う債券投資を取得する場合があります。マスター・ファンドが保有する債権のうち、変動金利に基づくものに関しては、マスター・ファンドは当該金利が低下するリスクにさらされます。

マスター・ファンドは、() 購入時に投資適格以下の格付けであり、債務不履行やその他の重大な信用事由が発生するリスクが高いと認識されるローンや社債、または() 格付けされていない、または格付けは高いが、マスター・ファンドの合理的な見解では同様のリスク特性を有し、債務不履行やその他の重大な信用事由が発生するリスクが高いと認識されるローンや社債に投資することがあります。このような投資は、格付けの高いローンや債券社債よりも元本や利息の損失リスクが高く、一般的に、借り手や発行体の利息支払い能力や元本返済能力に関して、主に投機的であると見なされます。また、一般的な問題として、全体的な経済状況が悪化した場合にも、格付けの高いローンや社債よりも大きなリスクを負うと考えられています。

投資家は一般に、低格付けや非格付けのローンや社債にはより大きなリスクがあると認識しているため、これらの投資の利回りや価格は、高格付けの投資に対するものよりも不安定になる可能性があります。低格付けおよび非格付けローンや社債の市場は、高格付けローンや社債の市場よりも小さく、流動性が低く、活発でないことが多いため、これらの投資対象の売却価格に悪影響を及ぼす可能性があり、そのような投資対象の売却が現実的でなくなる可能性さえあります。

景気悪化や金利上昇は、マスター・ファンドが保有する非投資適格投資の価値に悪影響を及ぼす可能性が高いだけでなく、借り手や発行体、特にレバレッジの高い借り手や発行体が元本や利息の返済能力にも悪影響を及ぼす可能性が高いことを認識する必要があります。借り手や発行体が支払義務を履行しない場合、マスター・ファンドは回収のための追加費用を負担する可能性があり、回収の可能性は破産手続の費用と不確実性に左右される可能性があります。

マスター・ファンドはレバレッジされたローンに投資することがあります。レバレッジされたファイナンスは一般的に、負債水準が高く、企業収益やキャッシュフローの変動性が高いという特徴があります。

レバレッジされた借り手は、自己資本、収益、キャッシュフローに比べて負債水準が高いため、不利な経済状況や事業計画の変更に耐えることや、新たな事業機会を活用し、必要な資本支出を行うことが難しくなります。また、負債比率が増加する結果、債務元利返済額(金利および元本返済)は、借り手からもたらされるキャッシュフローの大部分を吸収することになります。その結果、当該借り手が債務を返済できなくなるリスクは高くなり、レバレッジされたローンへの投資は、負債比率の低い借り手へのローンへの投資よりも、元本と利息の損失リスクが大きくなります。

貸し手(またはその子会社)はローンを組成し、取得することがあります。ローンの借り手は多くの場合、その事業に関する広範な情報を貸し手に提供しますが、当該情報は一般には開示されていません。このような機密情報の提供、ローン契約の独自かつカスタマイズされた性質、およびローンのプライベート・シンジケーションのため、レバレッジされたローンは一般的に、上場証券ほど容易に転売されることはなく、歴史的には、例えばハイ・イールド債市場と比較して、ローン市場の出来高はわずかです。さらに、ローン文書独自の

性質により、流通市場での売買交渉には、例えば債券市場には存在しないような複雑さを伴う可能性があります。将来のローン取引の需給水準が市場に十分な流動性をもたらす保証はありません。これは、マスター・ファンドが当該資産の売却を希望する場合、当該資産がより大きな処分リスクにさらされる可能性があることを意味します。

特定のローンは、多くの場合、同種の他のローンや債務と共通する特徴を有しますが、実際の条件は交渉によるため、独自のものとなります。特定のローンや債務には、約款、債務不履行事由、担保、保証等において、標準的でない条件が含まれ、債権者の保護が期待されるよりも低くなる可能性があります。

ポートフォリオ投資の集中

マスター・ファンドは限られた数のポートフォリオ投資に参加し、1つの業界または1つの業界分野に複数の投資を行うことを追及できます。その結果、マスター・ファンドの投資ポートフォリオが特定の業界に大きく集中する可能性があり、少数の保有銘柄のパフォーマンスが全体のリターンに大きく影響する可能性があります。さらに、調達資金が目標額に満たない場合、マスター・ファンドが投資する投資先企業の数が少なくなり、分散投資が行われなくなる可能性があります。マスター・ファンドが行う投資件数が限られていることから、投資家を実現するリターンの総額は、少数の投資の不利なパフォーマンスによって大きな悪影響を受ける可能性があります。さらに、マスター・ファンドには業種別の分散投資に関する一定のガイドラインがなく、投資が一部の業種に集中する可能性があります。

投資機会の獲得競争

投資対象ファンド運用会社はマスター・ファンドの投資プロセスを通じて進展される特定の機会をまだすべて特定していません。魅力的なポートフォリオ投資の特定、完了および実行に向けた活動は非常に競争が激しく、かなりの不確実性を伴います。マスター・ファンドは、他の私募投資ビークルや、公募債および株式市場、個人、金融機関、ヘッジファンド、その他の機関投資家と投資先を争うこととなります。過去数年の間に、多くの新規ダイレクト・レンディングおよびクレジット投資ファンドが設立されました(また、そのような既存ファンドの多くが規模を拡大しています)。ヘッジファンドやその他の投資参加者も、私募債市場に積極的に参加するようになりました。今後、無関係な第三者によって、同一または類似の投資目的を有する追加のファンドや他の投資資金源が設立される可能性があり、投資機会を巡ってマスター・ファンドと競合する可能性があります。マスター・ファンドが、マスター・ファンドの目的を充足するポートフォリオ投資案件を見つけ完了し、当該ポートフォリオ投資案件の価値を実現し、また、マスター・ファンドがその総購入代金を全て投資できる保証もありません。また、競争相手は、マスター・ファンドの水準や条件よりも有利な水準や条件で、債券投資の資金調達を行うためにレバレッジをかけている可能性があり、将来そのようにする可能性があります。

投資先ファンドのマスター・ファンドへの投資に関して、投資先ファンドは他の投資ビークル、個人、金融機関、その他の機関投資家とも競合する可能性があります。その結果、投資先ファンドがマスター・ファンドへの分配を増減する能力は、マスター・ファンドへの配分の増減の時期、条件および費用を含め、影響を受ける可能性があります。したがって、投資先ファンドは、その時点で予定していた金額をマスター・ファンドに分配することができず、投資目的および方針に従って他の投資への配分を増額しなければならない可能性があります。

投資対象の費用

投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドは、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドが直接支払うべき一定の手数料(運用報酬および成功報酬等)のほか、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドが他のスキーム(提携スキームを含みます。)の投資家として支払うべき手数料の対象となる場合があります。さらに、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドが投資する可能性のある他のスキームは、それ自体が他のスキームに投資する可能性があるため、それ自体が直接支払うべき手数料や他のスキームの投資家として支払う手数料が追加される可能性があります。これにより、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドが他のスキームへの投資から利益を得る可能性が制限される可能性があり、手数料の階層化がなければ発生しなかった損失が発生する可能性があります。さらに、他のファンドやファンド・オブ・ファンズへの投資は、投資対象に関する透明性の欠如をもたらします。

遊休資金

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドは、資産の大部分を現金または現金等価物で保有する期間があります。このような「遊休資金」の投資リターンは、投資対象ファンド運用会社または投資アドバイザーが投資対象ファンドの投資プログラムにおいて求める総合的なリターン目標を達成する見込みがありません。

将来および過去の運用実績

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの投資専門家の過去の投資実績は、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの将来の実績を必ずしも示唆するものではありません。投資対象ファンド運用会社は、マスター・ファンドがリスクに見合ったリターンを見込めるポートフォリオ投資を行うことを意図していますが、目標とする内部収益率が達成される保証はありません。いかなるポートフォリオ投資においても、元本割れが発生する可能性があります。さらに、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの特定の期間におけるパフォーマンスは、将来の期間に予想される実績を必ずしも示唆するものではありません。

評価リスク

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドは、ポートフォリオ投資(特に流動性の低いオルタナティブ資産クラスへのエクスポージャーを持つポートフォリオ投資)から受ける評価の正確性または時期を保証できない可能性があります。当該投資は、投資対象ファンド運用会社が算定する実現可能価額で評価され、年次監査報告書で修正される可能性があります。当該投資の公正価値の見積もりは本質的に困難であり、大幅な不確実性があります。ポートフォリオ投資の一部は取得原価で投資を行うか、または当該投資の公正市場価値と異なる可能性のある別の評価方法を採用することが予想されます。その結果、ファンドが受領する金額は、ファンドの投資対象ファンドへの投資の按分に比例した公正市場価値と異なる可能性があります。ファンドはこのような過小評価による上昇を享受する権利はありませんが、過大評価の場合は払戻しを要求される場合があります。

市場リスクおよび非流動性リスク

マスター・ファンドは非公開株式へのエクスポージャーが非常に大きくなります。したがって、投資家は、ポートフォリオ投資対象への投資は、その性質上極めて流動性が低い傾向があることに留意する必要があります。このため、マスター・ファンドが資金需要を満たすためにポジションを清算する際の価格に影響を与える可能性があります。さらに、マスター・ファンドのポートフォリオ投資対象が取引されている取引所の一部は、流動性が低く、流動性が不十分であり、またはボラティリティが高いことが判明する場合があります。さらに、ポートフォリオ投資は自由に償還できない可能性があり、譲渡可能性が制限される可能性があります。

特に、投資家は、投資主に代わってポートフォリオ投資を終了することが投資対象ファンドからの買戻請求に応じるために必要な場合、マスター・ファンドが常に十分な流動性を確保できるとは限らないことに留意する必要があります。マスター・ファンドの持分の流通市場が存在しないことが予想され、その譲渡可能性に制限される場合には、ファンドの投資対象ファンドへの投資と同様のリスクが適用されます。

希薄化リスク

ファンドの特定のポートフォリオ投資へのエクスポージャーは、時間の経過に伴い、投資対象ファンドへの新規投資家または流入した投資家により希薄化される可能性があります。同様に、ファンドはマスター・ファンドへの他の新規または既存の投資家によって希薄化される可能性があります。さらに、応募投資家からの資金は、既存の投資案件(資本不足を補うためなど)や新規投資案件の一部に使用される場合があります。

未監査の買戻価格

ファンドの買戻金の計算および支払いは、未監査の投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額に基づいて行われます。純資産総額および/または投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額は、投資対象ファンドの期末監査後、または原投資から最新の価格受領後に調整および修正される場合があります。買戻請求をした投資主が買戻金を受け取る時点では、買戻請求をした投資主に支払われる金額の調整は行われなため、買戻請求をした投資主に支払われる金額は、監査済みの投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額を使用した場合の金額を上回るまたは下回る可能性があります。当該差額は投資主の保留金から控除される可能性があります。当該調整および修正は、当該調整または修正が行われた時点のファンドにも影響します。

大幅な買戻リスク

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの投資主が短期間に大幅な買戻しを行う場合、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドは、本来望ましい時期よりも前倒しで有価証券のポジションを清算する必要が生

じる可能性があり、当該清算手続からの受け取りの大幅遅延ならびに/または投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの価値減少ならびに/または投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドの投資戦略の混乱を招く可能性があります。投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの規模の縮小は、プラスのリターンを生み出すこと、または損失回収が困難になる可能性があります。特に、資産規模が小さくなると、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドは特定の投資機会を有効活用できなくなる可能性があります。買戻しが行われた場合、収益と費用の比率を低下させ、パフォーマンスに影響を及ぼす可能性があります。さらに、大幅な買戻しにより、投資対象ファンドの投資証券のサイドポケットクラス(以下「流動化サイドポケットクラス」といいます。)が発行される可能性があります。流動化サイドポケットクラスを使用することで、投資対象ファンドが買戻金を支払うために現金を調達する必要は軽減されますが、流動化サイドポケットクラスの持分は対象ファンドのマスター・ファンドに対するエクスポージャーを按分で減少させるため、最適とは言えない可能性があります。また、当該流動化サイドポケットクラスの残高が過剰になった場合、投資対象ファンドが存続できなくなる可能性があります。

成功報酬

投資対象ファンド運用会社に対して支払われる成功報酬は、運用報酬よりもパフォーマンスに対するインセンティブが大きくなるように構成されます。しかし、成功報酬が存在することによって、投資対象ファンド運用会社は、定額報酬を受け取る場合よりもリスクの高い投資または投機的な投資を行う可能性があります。さらに、成功報酬は最後まで実現されない可能性のある未実現利益に対して支払われる場合があり、その後の期間において投資対象ファンドまたはマスター・ファンドが損失を被った場合であっても返還されないため、かかる成功報酬は実現利益のみに基づく場合よりも金額が大きくなる可能性があります。

成功報酬は年単位で結晶化するため、ファンドを含む特定の投資主が投資対象ファンド投資証券またはマスター・ファンドの受益証券を保有してそれに応じた投資収益を実際に享受した期間に関係なく、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドによって支払われることとなります。したがって、均等化方針がかかるクラスに適用されない限り、ファンドを含む特定の投資主が1口当たりハードル価額を上回る申込金額で申込みを行った場合、当該投資主の投資対象ファンド投資証券の価額が下落したとしても、投資対象ファンド運用会社は成功報酬を受け取る権利を有する可能性があります。代わりに、投資対象ファンド運用会社は、該当結晶化期間に対して適用される1口当たりハードル価額を下回る申込金額で申込みを行った場合、特定の部分に関して成功報酬を受け取らない権利を有する可能性もあります。

成功報酬の算出に際しては、特定の投資証券クラスの個別の活動およびコストが、成功報酬の算出に用いられる投資対象ファンド基準価額から除外される場合があります。また成功報酬の算出に用いられる投資対象ファンド基準価額からは、他の活動やコストも追加で除外される場合があります。そのため、成功報酬の算出に用いられる投資対象ファンド基準価額にクラス特有の活動(クラス・ヘッジなど)が織り込まれる場合に比べ、ファンドにおいては、投資対象ファンド基準価額に相対的な増加/減少が見られる可能性があります。

希薄化防止賦課金

取締役は、投資対象ファンド投資証券の発行または買戻請求に伴う投資の購入または売却の結果として発生する取引コストの影響を軽減するため、希薄化防止賦課金(以下「希薄化防止賦課金」といいます。)を課すことができます。

希薄化は、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの資金流入および資金流出に直接関係するため、ある時点で希薄化が発生するか否かを正確に予測することは不可能であり、それゆえに、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドが希薄化の影響を緩和するために希薄化防止賦課金を適用する必要性が生じる頻度も正確に予測することはできません。適用される場合、希薄化防止賦課金の額は、市場の実勢や、評価日における純資産総額の決定に関する評価方針の実施状況に応じて変動する可能性があります。

希薄化防止賦課金の適用により、投資対象ファンド投資証券の申込金額または買戻金額は投資対象ファンド基準価額と異なる場合があります。

サイドポケットまたは清算中のクラスに保有される非流動性投資の実現

実現事由の発生するタイミングおよび投資対象ファンド運用会社が非流動性投資を売却することにより得られる価額は、合理的な時間内に非流動性投資を売却する機会を見極める投資対象ファンド運用会社の能力に大きく依拠します。投資対象ファンド運用会社は、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドに流動資産を戻す上で十分な売却機会を見極める予定ですが、かかる流動性の実現する保証は一切なく、仮に実現した場合

も、かかる実現額が、関連する非流動性投資の全額に相当する額として取締役が投資対象ファンド運用会社と協議の上決定する金額に達する保証はありません。取締役は投資対象ファンド運用会社と協議の上、非流動性投資を割引価格で売却することが適切であると判断する場合があります。投資対象ファンド運用会社と協議の上、取締役は、実際にサイドポケット(以下「サイドポケット」といいます。)向けの流通市場が形成された場合は非流動性投資を当該流通市場にて売却すること、または取締役がその裁量において決定するその他の方法により売却することを選択することができます。

サイドポケットに保有される非流動性投資の流通市場が形成される可能性はあります。しかし、非流動性投資が売却、実現またはその他の方法で処分されるまでには相当な期間を要する可能性があります。サイドポケットに保有される非流動性投資の流通市場が存在するようになったとしても、取締役は投資対象ファンド運用会社と協議の上、非流動性投資が実現に適するようになるまでには数年を要すると判断する場合があります。サイドポケットに保有されるそのような非流動性投資からの価値の実現は、短期的には困難であるか、または自由に取引可能な投資と比較して大幅な割引を行うことによるのみ可能となる可能性があります。

さらに、投資対象ファンド運用会社の助言に基づいて行動する取締役は、残りの非流動性投資に係る将来の資金調達コミットメントを果たすため、実現収益をサイドポケット内に留保する必要があると判断する場合があります。かかる場合、当該資金調達コミットメントが存在し続けていると取締役が判断する間は、実現収益が買戻中の投資家に支払われない可能性があります。

「実現事由」とは、投資対象ファンド運用会社の見解において、()流動化サイドポケットクラスまたは関連する投資対象ファンド投資証券に割り当てられた非流動性投資の大部分が流動化する場合(非流動性投資を構成する証券に係る公募があり、当該公募がかかる非流動性投資を合理的に評価するものであると投資対象ファンド運用会社が判断する場合がありますが、これに限定されません。)、または()流動化サイドポケットクラスまたは関連投資証券に割り当てられた非流動性投資の大部分が、買戻し、譲渡または流通市場での売却のいずれを通じてであるかを問わず、投資対象ファンドによって現金化、売却またはその他の方法で処分される場合に発生する状況をいいます。

資金調達およびレバレッジ

マスター・ファンドは資本を借り入れることができます。マスター・ファンドは、マスター・ファンドの活動に関して証拠金または担保を提供する目的において、第三者である債権者のために、現在および将来の全てのポートフォリオ投資、マスター・ファンドの勘定、および関連する権利または救済措置を担保として供し、譲渡し、質入れし、またはその他の方法で権利設定の対象とすることができます。かかる担保が継続されている間、マスター・ファンドは担保として供したポートフォリオ投資の全部または一部を自由に売却または譲渡することを制限される可能性があります。かかる担保権が実行された場合、関連する担保契約の条件に従い、マスター・ファンドは、担保として供されたポートフォリオ投資の売却、実現、引渡または譲渡の指図を第三者である債権者がマスター・ファンドに代わって預託機関に対して行うことを許可するために、必要な措置を講ずることを求められる可能性があります。

金利変動

確定利付債券に対する投資の価値は、金利および為替レートの変動に応じて変化します。為替レートの変動によって別途影響を受ける場合を除き、金利が低下した場合は確定利付債券の価値は上昇すると予想されます。反対に金利が上昇した場合には、確定利付債券の価値は下落すると予想されます。特定の通貨建ての投資に係るパフォーマンスは、当該通貨を発行している国の金利環境にも左右されます。

市場金利に影響を与える要素としては、インフレ、経済成長の鈍化や停滞、景気後退、失業率、通貨供給量および金融政策、国際秩序の混乱、国内外の金融市場の不安定さが挙げられますが、これらに限定されません。マスター・ファンドは、資産と負債の金利感応度、および様々な金利の相互関係において、定期的に不均衡が生じることを想定しています。変化する金利環境において、マスター・ファンドはかかるリスクを効果的に管理できない可能性があります。マスター・ファンドが金利リスクを効果的に管理できない場合、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

担保設定をめぐる問題

マスター・ファンドの投資先となっているローンの担保設定は、適切に設定されていないかまたは不完全である場合があります。またその他の法的または規制上の制限を受ける可能性があります。マスター・ファンドは担保付ローンに投資しますが、当該ローンに関する担保設定は、かかる担保が正しく設定され、完全なものであ

ることを前提とし、また例えば、過小資本、過剰債務、金融支援および企業利益に係る要件など、ローンの借り手による担保提供を制限する可能性のある法的または規制上の要件のうち適用のあるものの対象となります。マスター・ファンドの投資先となっているローンが、想定される担保設定の恩恵を受けられない場合、ポートフォリオ投資の価値に影響が及び可能性があります。

外国為替/通貨リスク

マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建ての証券または株式に資産を投資する可能性があります。特定の通貨で表示される投資対象ファンド純資産価額は、米ドルとポートフォリオ投資の表示通貨との為替レートの変動に応じて増減します。マスター・ファンドおよび投資対象ファンドは外国為替/通貨リスクにさらされる可能性があります。

マスター・ファンドが外国為替/通貨リスク・エクスポージャーをヘッジする可能性はありますが、当該リスク・エクスポージャーを常に、または全ての市場環境においてヘッジすることが可能または実行可能であるとは限りません。

マスター・ファンドの資産の一部は、他の特定の通貨に自由に両替できない、またはできなくなる可能性のある通貨建ての証券に投資される可能性があります。米ドルにおいて測定されるマスター・ファンドの資産および収益の価値は、通貨価値の下落、通貨市場の混乱、または両替の遅延および困難により著しく下落する可能性があるほか、為替管理規制または為替レートの管理方法の変更もしくは為替レートの変動制限によっても悪影響を受ける可能性があります。

利益相反

取締役、ジェネラル・パートナー、投資対象ファンド運用会社、預託機関、および投資対象ファンドまたはマスター・ファンドのその他のサービス提供者、ならびにそれぞれの関連会社、組合員、従業員、またはそれらの関係者は、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドとの関係において様々な利益相反の対象となる可能性があります。

投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの特定のポートフォリオ投資の持分および債券について、投資対象ファンド運用会社またはその関連会社は、当該債券および/または持分の少数、過半数もしくは単独の所有者として当該持分および債券に対して投資し、または同投資を行うピークルの管理もしくは当該ピークルへの助言を行うことがあります。かかる場合、投資対象ファンド運用会社およびその関連会社は、当該ポートフォリオ投資における持分への投資を管理・監視するチームと債券への投資を管理・監視するチームを分けることにより、マスター・ファンドへの悪影響や潜在的な利益相反を防止するよう努めます。

投資対象ファンド運用会社とその関連会社は、他のファンド・ピークルの管理やこれらへの助言も行っています。そのため、投資対象ファンド、マスター・ファンド、および投資対象ファンド運用会社またはその関連会社が管理する他のピークルの間で、投資が配分されることがあります。とりわけ投資戦略、方針および重点、分散投資に係る制限および既存のポートフォリオ構成、投資期間の残存期間とそれを延長する能力、利用可能な未使用コミットメントおよび(該当する場合は)レバレッジを再利用/活用する能力、適用される規制上、法律上、または税務上の約因、当該ファンドが投資家および/または第三者に対して負う契約上の義務もしくはその他の義務の性質、ならびにかかる潜在的な投資機会に対する全体的な適合性を考慮し、投資対象ファンド運用会社の配分方針に従って、投資対象ファンド運用会社が随時公正かつ適切であるとみなした場合にかかる配分は行われます。特に関連するファンド・ピークルの残存期間および投資期間によっては、取引期間中に利益相反が発生する可能性があります。マスター・ファンドへの投資にあたり、投資対象ファンドは他の投資ピークル、個人、金融機関およびその他の機関投資家と競合する可能性もあります。その結果、マスター・ファンドへの配分の増減に係るタイミング、条件およびコストを含め、投資対象ファンドがマスター・ファンドへの配分を増減することができるか否かについては競合の影響を受ける可能性があります。そのため、投資対象ファンドは時折、配分しようとしていた金額を当該時点ではマスター・ファンドに配分することができず、投資目的および方針に従って他の投資への配分を増やさなければならない状況に陥る可能性があります。

場合によっては、投資対象ファンド運用会社またはその関連会社が管理または助言する(もしくは投資対象ファンド運用会社の関連会社が投資する)他のファンド・ピークルがそれぞれのポートフォリオ投資への投資を取得または留保している時期に、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドはポートフォリオ投資の実現を進めているということもあり得ます。

マスター・ファンドはプライベート・クレジット投資戦略を追求しており、投資対象ファンド運用会社は当該戦略に従ってマスター・ファンドを管理する上で必要な経験を有しています。そのため、投資対象ファンド運用会社は、発行体の経営に大きな影響力を行使できるような発行体の議決権付き株式を取得するという標準的な投資制限を忠実に守る必要はありません。したがって、特定の状況下では、投資対象ファンド運用会社は、自らが事業のステークホルダーとして投資している企業の業務に、マスター・ファンドに代わって関与する可能性があります。マスター・ファンドに代わって投資対象ファンド運用会社が当該企業の業務に参加し影響を及ぼすことで、マスター・ファンドおよびそのリミテッド・パートナーの利益と、当該企業自体の利益および/または当該企業の債券もしくは持分の他の保有者の利益との間に、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。投資対象ファンド運用会社は、常にマスター・ファンドの最善の利益のために行動しながら、かかる潜在的な利益相反を公正に解決することを目指すものとします。

ヘッジ

投資対象ファンド運用会社は通貨ヘッジ取引を行うことを義務づけられていません。投資対象ファンド運用会社が特定の通貨エクスポージャーをヘッジすることが実務的でなく、経済的でなく、または望ましくないと考える場合、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドについて当該通貨リスクはヘッジされない可能性があります。かかる場合、為替レートの変動により、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドの資産価値が時間の経過とともに増減する可能性があります。

為替リスクやその他のリスクに対するヘッジを目的とした手法および商品の採用に際して、投資対象ファンド運用会社の予想が誤っていた場合、または為替リスクやその他のリスクに対するヘッジ措置が適切でなかった場合、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドは損失を被る可能性があります。かかるヘッジ活動は、場合により、利益および損失のいずれももたらす可能性があり、これらは手数料および費用を差し引く前に、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドの資産総額に加算または減算されます。

通貨ヘッジ戦略を実行するために使用される金融商品は全体として、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドの資産/負債となりますが、関連するクラスに帰属するものとし、当該金融商品の損益およびコストは関連するクラスのみが発生します。何らかのタイプのヘッジ通貨クラスの場合は、かかる1つのクラスに関連し、当該クラスのために行われる通貨ヘッジ取引に関して、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドが負債を負う場合があります。極端な場合、1つのクラスのための為替ヘッジ取引が他のクラスの純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

ベンチマークおよび指数の活用

投資対象ファンド、マスター・ファンドおよび/またはその販売会社は、マーケティング資料やその他のコミュニケーションにおいて、純粋に財務またはリスクの比較を目的として適宜指数を参照する可能性があります。ただし、その旨言及されていない限り、当該指数は投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの運用に用いられる正式なベンチマークではありません。

さらに、該当する場合、投資対象ファンド運用会社は、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドが(ベンチマーク規則第3条(1)(7)(e)に基づき)使用する指数に大幅な変更があった場合、または提供されなくなった場合に、投資対象ファンド運用会社がとる措置を詳述した計画を、ベンチマーク規則第28条(2)に従って書面により策定するものとします。かかる書面による計画は、投資対象ファンド運用会社が適切な代替指数を選定するための手順を詳しく定めるものとします。

欧州市場インフラ規則

投資対象ファンドおよびマスター・ファンドは、欧州市場インフラ規則(その後の改正を含みます。)およびこれに関連する委任規則または施行規則(以下「EMIR枠組み」といいます。)を遵守することを条件に、ヘッジ目的および/または投資目的において店頭デリバティブ契約を締結することを認められています。EMIR枠組みは、店頭デリバティブ契約を締結する取引相手方に対して、報告要件、双務的リスク管理要件(ただし、一定の条件付き)、特定クラスの店頭デリバティブに係る強制清算要件、清算対象外の店頭デリバティブ契約に対する証拠金計上義務を含む、一定の要件を定めています。

EMIR枠組みは、2019年5月20日の欧州議会および理事会規則(EU) No 2019/834に基づき、2019年5月28日に効力を生じ、2019年6月17日から適用されている、欧州委員会のREFITプログラム(以下「EMIR REFIT」といいます。)の一環として改正されました。EMIR REFITは、清算、報告およびリスク軽減(証拠金取引)に関する一定の主要な義務を導入または改正しました。EMIR REFITにおいては、特定の金融取引先(いわゆる「小

規模金融取引先」をいいます。)について清算義務の免除が認められていますが、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドが当該免除の恩恵を受けることができるとの保証はありません。2020年6月18日以降、EMIR REFITは金融取引先に対して、特定の非金融取引先(すなわち、一定の基準を超えない非金融取引先)との間で締結された取引を、(当該非金融取引先から別段の要請がない限り)当該非金融取引先に代わって報告することも義務付けています。これによっても、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの負担するコストが増加する可能性があります。

EMIR枠組み(EMIR REFITによる改正を含みます。)が会社およびマスター・ファンドに及ぼす潜在的な影響には、以下のものが含まれますが、これらに限定されません。

- (a) 清算義務: 特定の標準化された店頭デリバティブ取引は、中央清算機関(以下「CCP」といいます。)を通じて強制清算の対象となります(ただし、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの取引相手先も当該清算義務を負うことが前提となります。)。CCPを通じてデリバティブを清算する場合、追加コストが発生する可能性があり、デリバティブを中央清算する必要がない場合に比べて不利な条件にて清算される可能性もあります。
- (b) リスク軽減手法: ファンドの店頭デリバティブのうち、中央清算の対象でないものについては、リスク軽減要件を設定する必要があり、一定の条件に従うものの、これには特に当該未清算店頭デリバティブの担保化が含まれる可能性があります。かかるリスク軽減要件により、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドがヘッジ戦略を追求するコストが増加する可能性があります。
- (c) 報告義務: 投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの各店頭デリバティブ取引は、EMIR枠組みに基づき登録または承認されている取引所に報告されるか、かかる取引所が店頭デリバティブ取引の詳細を記録できない場合は、ESMAに報告されなければなりません。かかる報告義務により、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドが店頭デリバティブを利用する際のコストが増加する可能性があります。
- (d) 制裁: EMIR枠組み上の義務の不履行が生じた場合、投資対象ファンド運用会社、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドに対して制裁が課されるリスクが存在します。

預託リスク

一部の国際市場では、現地の保管サービスが未発達のままであり、そのような市場での取引には取引および保管リスクが伴います。当該市場への投資および投資運用において投資対象ファンドまたはマスター・ファンドが負担するコストは、一般的に、組織化された証券市場におけるコストよりも高額となります。

投資対象ファンドが、保管可能な金融商品である資産(以下「保管資産」といいます。)に投資する場合、投資対象ファンドの預託機関は、十分な保管機能を果たすことが要求され、当該資産のいかなる損失についても責任を負います。ただし、当該損失が自己の合理的な支配を超える外的事由の結果として生じ、これに対するあらゆる合理的な努力を払ったにもかかわらずその結果は避けられなかったことを証明することができる場合は、この限りではありません。かかる損失が生じた場合(および当該外的事由により損失が生じたことを証明できない場合)、預託機関は、損失した資産と同一の資産またはそれに相当する金額を不当な遅滞なく投資対象ファンドに返還する必要があります。投資対象ファンドが、保管可能な金融商品ではない資産(以下「非保管資産」といいます。)に投資する場合、預託機関は、当該資産に対する投資対象ファンドの所有権を確認し、投資対象ファンドに帰属することが確認された資産について正確な記録を維持することのみが要求されます。かかる資産に損失が生じた場合、預託機関は、当該損失が、預託機関が預託契約に基づく義務を過失または意図的に適切に履行しなかったことにより生じた範囲においてのみ責任を負います。

それぞれの種類の資産に関する預託機関の保管機能、およびかかる機能に適用される預託機関の対応する責任の基準は大きく異なることに留意する必要があります。

投資対象ファンドは、保管資産の保管に関する預託機関の責任という点で、強力なレベルの保護を享受しています。しかし、非保管資産の保護レベルはこれより著しく低いです。したがって、投資対象ファンドの非保管資産の区分への投資割合が高いほど、当該資産の損失が生じても回収することができないリスクが高くなります。投資対象ファンドによる特定の投資が保管資産または非保管資産のいずれであるかは個別に判断されますが、一般的には、投資対象ファンドが店頭で取引するデリバティブは非保管資産であることに留意する必要があります。また、投資対象ファンドが適宜投資するその他の種類の資産についても同様に取り扱われる可能性があります。AIFMDに基づく預託機関の責任の枠組みを考慮すると、これらの非保管資産は、保管の観点から、投資対象ファンドを保管資産よりも大きなリスクにさらします。

公正な取扱い

取締役ならびに/または投資対象ファンドおよび/もしくはマスター・ファンドを代表するジェネラル・パートナーは、1名以上の投資者との間でサイドレター契約(以下「サイドレター契約」といいます。)を締結することができます。これらのサイドレター契約により、当該投資者は、投資対象ファンドの英文目論見書、マスター・ファンドのパートナーシップ契約または投資対象ファンドの引受契約(該当する場合)に記載された当該投資者に関する条件以外の条件で、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドへの投資を行うことができます。かかる条件は、()より頻繁に報告を受ける権利、またはファンドもしくはその他の投資対象ファンドの投資者に提供されていない情報を含む報告を受ける権利、()関連会社もしくはその他の当事者への持分の譲渡、()運用報酬の減額を含む特別な経済的取決め、または()それらに記載されたその他の権利もしくは事項に関する条件を含め、その他の投資者に提供される条件よりも有利である可能性があります。さらに、特定の投資者とのサイドレター契約は、当該投資者の特定の法務上、税務上、規制上、内部方針またはその他の要件を満たすために、特定の種類の資産、地域または業界への投資に追加の制限を課す可能性があります。したがって、投資者の投資に適用される取決めにより、投資者によってリターンが異なる可能性があります。

サイドレター契約に含まれる実質的な規定は、投資対象ファンドの各投資者に提供されない場合があります。ファンドは、特定の投資者が当該サイドレター契約により追加のまたは異なる権利または条件を得た場合であっても、マスター・ファンド、投資対象ファンド、ジェネラル・パートナー、投資対象ファンド運用会社またはこれらの関係会社に対していかなる遡及権も有しません。場合によっては、投資者と締結されたサイドレター契約は、投資対象ファンド、そのファンド、マスター・ファンド、ジェネラル・パートナーまたはファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

政治的および規制上のリスク

マスター・ファンドの資産価値は、国際的な政治動向、政府の方針変更、税制の改正、外国投資および通貨の本国送金にかかる規制、為替変動ならびに投資先国の法令にかかるその他の動向等の不確定要素の影響を受ける可能性があります。さらに、投資先となる一部の国の法的基盤ならびに会計、監査および報告基準においては、主要な証券市場において通常適用される程度の投資者保護または投資者への情報提供がなされない可能性があります。

最近の国際金融市場の動向は、規制強化に寄与しています。近年、EUおよびその他の政府では、監視や課税の強化を含む新たな規則や規制に関する議論が行われています。さらなる規制を求める声が高まるにつれて、ファンド・マネージャーの投資活動に対する規制当局の監視も強化される可能性があります。かかる監視により、マスター・ファンドおよび/または投資対象ファンドに追加費用が発生する可能性があります。

マスター・ファンドが債務の組成および/または商業カウンターパーティーに対して貸付を行う能力は、欧州諸国間で異なる複雑な規則および規制の対象となり、中央銀行の認可を必要とする場合と必要としない場合があるため、マスター・ファンドは、特定の法域においてかかる認可を求めるにあたり大幅な遅延および/またはコストを被ることなく投資を行うことができない可能性があります。マスター・ファンドが現在債務を組成することおよび/または商業カウンターパーティーに対する貸付を行うことが許可されている国の規則および規制が、マスター・ファンドの存続期間中も変更されない保証はなく、かかる法域において規則および規制に不利な変更があった場合、マスター・ファンドが潜在的な投資機会を調達する能力に影響を与え、ならびに/または規則および規制が厳しくない国への投資の集中を招く可能性があります。

会計、監査および財務報告基準

マスター・ファンドおよびマスター・ファンドが投資するポートフォリオ投資に適用される会計、監査、財務および開示要件ならびに報告基準は、他国の有価証券に適用されるものほど広範囲に及ぶものではない可能性があり、そのため、マスター・ファンド、投資対象ファンドまたは投資対象ファンド運用会社が利用可能な財務勘定または情報は、主要な証券市場において一般的に提供されるものと同程度の情報を投資者に提供しない可能性があります。さらに、ポートフォリオ投資は、マスター・ファンド、ひいては投資対象ファンドに提供される機密情報の公開を義務付ける可能性のある法律、規則または規制の対象となっている、または対象となる範囲において、マスター・ファンドに提供される情報を制限する可能性があります。

その結果、マスター・ファンドおよび投資対象ファンドは、限定された情報ならびにポートフォリオ投資により使用される評価および報告方法に依拠することとなりますが、これらはルクセンブルクにおいて通常期待

される基準を満たさない可能性があります。このような投資対象の評価により、マスター・ファンドまたは投資対象ファンドの評価が、時折不正確になる可能性があります。

ファンド存続期間中の持続可能な投資の割合の変化

投資対象ファンド運用会社は現在、投資プロセスの一環として持続可能な投資を対象としていませんが、将来的にマスター・ファンドが行う投資の一部を持続可能な投資とする可能性、またはマスター・ファンドが特定の割合の持続可能な投資を対象とする可能性があります。投資ファンドのESGおよび持続可能性に適用される法制度がマスター・ファンドと投資対象ファンドの存続期間中に変更される可能性があるため、マスター・ファンドおよび投資対象ファンドが、マスター・ファンドおよび投資対象ファンドに適用される範囲で持続可能な投資の目標を達成できるという保証はありません。このような規制環境の変化に加え、資産に関してマスター・ファンドおよび投資対象ファンドが入手可能な情報に変更や不備が生じる可能性があり、その結果、マスター・ファンドおよび会社が、開示規制の意味における持続可能な投資として一部または全部が不適格となった資産に投資される可能性があります。投資対象ファンド運用会社は、かかる資産の処分を保証することはできないため、結果として持続可能な投資(開示規制第2条に定義されます。)であるポートフォリオ投資の割合が予想を下回る可能性があります。同様に、投資対象ファンド運用会社は、直前の通知により、当該資産を割引価格で処分することを決定する可能性があり、これはマスター・ファンドの運用実績に悪影響を及ぼす可能性があります。

開示規制におけるマスター・ファンドおよび投資対象ファンドの分類

マスター・ファンドおよび投資対象ファンドは、ESGの推進および適用可能な範囲における持続可能性の目標の推進に関連してEU規制により課される様々な法的要件(特定の事前開示および継続的な開示に関するものを含みます。)を遵守しなければなりません。これらの法律は最近導入されたばかりであり、今後数年間でEU委員会によりさらなるガイドラインが公表される予定であることから、マスター・ファンドが開示規制第8条を遵守し続けることが困難または不可能となることが判明する可能性があり、この場合、マスター・ファンドのジェネラル・パートナーが、その単独の裁量により、リミテッド・パートナーに通知した上で、ESGを重視しているか否かにかかわらず、マスター・ファンドをEUで販売されるすべてのファンドに適用される第6条金融商品に分類する可能性があります。その結果、投資対象ファンドも自動的に第6条金融商品に分類されます。投資対象ファンド運用会社は、マスター・ファンドのポートフォリオ投資に対して開示規制(および該当する場合は分類規制)の原則および基準を可能な限り適用することを特に意図していますが、マスター・ファンドのポートフォリオ投資の一部または全部によって、開示規制(および該当する場合は分類規制)の基準および目標が充足されないリスクがあります。かかる考慮事項はまた、マスター・ファンドの投資対象の選択に直接的または間接的に影響を及ぼす可能性があり、ひいてはマスター・ファンドおよび投資対象ファンドの財務目標を達成する能力に影響を及ぼす可能性があります。

新興市場のリスク

(a) 一般的な経済的リスク

新興市場国は、経済発展の段階が多岐にわたります。新興市場国の多くは、過去30年の間に自由市場経済と資本市場の初期段階を通過したという特徴があります。さらなる開発政策が継続して実施されること、実施されたとしても成功すること、当該地域が海外からの貿易や投資を受け入れ続けること、または経済が改善し続けることの保証はありません。

新興市場におけるマスター・ファンドのポートフォリオ投資およびマスター・ファンドの投資先企業(以下「投資先企業」といいます。)の価値は、現地経済の業績、特にインフレ率、金利および失業率の水準、ならびに現地通貨の不安定性、税制の変更および外国投資や通貨の本国送金の制限によって影響を受ける可能性が高いです。

新興市場の経済の多くは、自国および世界の他の地域における市場の低迷や景気減速の影響を受けやすいです。多くの国は、米国およびEUとの貿易関係に大きく依拠しています。

さらに、世界経済の健全性は、新興市場の経済発展に大きな影響を与えます。

新興市場国の多くは、物理的な交通、通信およびエネルギー・インフラの構築に多額の投資を行ってきましたが、多くの国や地域では、米国やEUに見られるような公共インフラの質、密度および信頼性が依然として不足しています。

(b) 政治的および社会的不安定性

新興市場国の多くは、中央計画経済の一党共産主義国家から市場指向型経済の多元的民主主義へと劇的な政治的および社会的変革を遂げてきました。継続的または将来的な政治的変革の時期、条件および根拠は保証できません。政治的および経済的変革の規模が劇的であることから、これらの国々は、経済的困難、民営化計画に対する不満、社会的、民族のおよび/または宗教的不安定性、ならびに政府指導者、制度および政策の変更から生じる不安による影響を受けやすいです。

さらに、新興市場国の多くは、共和国や地域などの政治的主体で構成されています。多くの共和国は、連邦当局との合意に基づき、内政について相当な自治権を行使しています。連邦/地域の緊張から生じる政治的および社会的不安定性は、新興市場における事業活動を阻害する可能性があります。また、民族的、宗教的、歴史的およびその他の分裂は、時に緊張や軍事衝突を引き起こしてきました。

(c) 法制度、政府介入、租税および法の支配

新興市場国の多くは近年、国有企業の実質的な民営化計画を実施または開始しています。私有財産の所有者を収用や国有化から保護するための法律が施行されていますが、かかる法律が将来のいずれかの時点において改正され得ないという保証も、かかる収用や国有化の対象となった財産の所有者や債権者のすべての権利および利益が保護されるという保証もありません。

新興市場国の多くでは、安定した市場経済を促進し強化するための法制度の整備が進められています。証券、法人、租税、外国投資、貿易および破産、財産および証券に対する所有権ならびに所有権の移転を規制する法令は比較的新しく、未だ検証されておらず、変更される可能性があり、曖昧さや矛盾が多いのが特徴です。

新興市場における税法および税慣行は、一般に発展の初期段階にあり、先進市場ほど明確に確立されていません。多くの国の税制は、連邦、地域および地方レベルでの異なる解釈、頻繁な変更および一貫性のない執行が行われています。

恐喝や詐欺を含む組織犯罪および汚職は、企業にリスクをもたらす可能性があります。対象投資の資産および従業員は、窃盗、暴力および/または恐喝の標的となる可能性があります。

(d) 通貨、為替、本国送金およびインフレのリスク

新興市場への投資から実現する利益がすべて本国送金することができるという保証はありません。現行の政策では、一般的に、自己資本への出資ならびにそこから派生する収益および配当の本国送金、有価証券の売却収益およびそれに係る配当の本国送金、ならびに債権および債権の返済に使用される収益の本国送金が認められています。ただし、新興市場における方針が、投資対象ファンドが投資収益を受け取る能力に悪影響を与えないという保証は将来的にもありません。

新興市場の銀行はこれまで、国際資本市場から資金を必要とする企業に国内の貯蓄や資源を供給するための高度なインフラを整備しておらず、EUや米国の企業にとっての銀行の機能に匹敵する役割を企業に対して果たしていません。現在、多くの銀行は資本が乏しく、業務が厳しく制限されています。新興市場の企業は、資本不足、債務リスクの集中、経験不足で非効率的な経営、および非効率性や詐欺が銀行送金に与える影響により、銀行の支払不能リスクにさらされています。

(e) 会計実務および報告基準

新興市場における会計基準は、一般的に国際財務報告基準を満たしていない点がいくつかあり、各国の会計、監査および報告基準は、まだ完全には整備されていません。そのため、企業が財務諸表に記載する財務情報は、財務諸表が一般に受け入れられている国際的な会計原則に従って作成された場合と同様に、財政状態または経営成績を反映していない可能性があります。

(f) 登録、決済、清算および保管に関するリスク

多くの新興市場国における証券取引の決済、清算および登録は、先進市場にはない重大なリスクにさらされます。一般に、会社の株式登録は、策定もしくは施行された、標準化された手続または一元化された登録システムの対象ではありません。詐欺、過失または見落としにより、新興市場にさらされている投資は、投資した株式の登録を失う可能性があります。

(g) 環境リスク

市場経済化以前の時代に公害防止および環境保全基準が歴史的に欠如していたことは、今後、政府および地方自治体だけでなく、多くの新興市場の民間企業にも多額の環境浄化コストが発生する可能性があることを意

味します。企業が負担すべきこれらの環境浄化コストの程度は、マスター・ファンドのポートフォリオ投資が当該地域の企業への投資を検討している時点では判断できない可能性があります。

(h) 規制の動向リスク

法律、税制および規制の変更は、投資対象ファンドの存続期間中に生じる可能性が高く、当該変更の一部は、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドに悪影響、あるいは場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります。金融サービス業界全般、特に集団投資スキームおよびその運用会社の活動は、厳しく、ますます強化される規制当局の監視の対象となっています。かかる監視は、潜在的な負債ならびに法務、コンプライアンスおよびその他関連するコストに対する投資対象ファンドのエクスポージャーを増加させる可能性があります。また、規制当局の監督の強化により、投資対象ファンドに、調査への対応や新たな方針および手続の実施を含むがこれらに限定されない、追加的な管理負担が課される可能性があります。かかる追加的な負担はすべて、投資対象ファンドの時間、注意および資源をますます消費する可能性があります。

AIFMDは、EU内で運用または設立されたファンドに関して複数の要件を課しており、特定の状況においては、EU内で販売されるその他のファンドにも複数の要件を課しています。AIFMDの遵守により、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドには一定の利益があります。特に、AIFMDに準拠した製品に対する強力な投資者市場や、AIFMDに基づき利用可能な欧州全域でのマーケティング・パスポートが挙げられます。しかし、投資対象ファンドおよびマスター・ファンドへの影響には、追加コスト、より負担の大きい運用上の要件および投資先企業が関与する特定の取引に対するいくつかの制限が含まれます。かかる要件および制限により、マスター・ファンドは、その所有により投資先会社がかかる要件の対象とならない他の買い手候補と比較して、投資のソーシングにおいて不利な立場に置かれます。

また、米国規制の最近の変更の結果として、投資対象ファンド運用会社が米国において投資顧問としての登録を求められる可能性があります。その影響は現時点では不明ですが、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドの規制上の負担の増加をもたらす、投資対象ファンドまたはマスター・ファンドが負担する費用が増加する可能性があります。

上記は、潜在的投資者が投資対象ファンドに投資する前に考慮すべきリスクを網羅したものではありません。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることとなります。

パンデミックのリスク

感染症の発生は、世界経済や金融市場に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これには、事業運営、サプライチェーン、消費者需要、貿易、旅行および金融サービスにおける混乱、ボラティリティの上昇、流動性の低下および資産価格・資産評価の損失、投資家、消費者および政府内での不確実性、不安およびリスク回避の高まり、資本やクレジットへのアクセスの低下、当局による財政・金融刺激策や介入の増加、ならびに潜在的な社会不安、内乱、地政学的紛争などが含まれますが、これらに限定されません。パンデミックの発生期間や深刻度、その影響、さらに政府、中央銀行、その他の機関がパンデミックの拡大を抑制、緩和、防止するために行う対応や措置の有効性は、極めて不確実で予測不可能であり、地域、国、セクターによって大きく異なる場合があります。

ファンドおよびその投資対象は、ファンドの投資戦略、ポートフォリオおよび運用の性質、範囲および場所、ならびに変化する市場環境や規制要件に適應する投資運用会社の能力に応じて、様々な形でパンデミックのリスクから重大かつ不利益な影響を受ける可能性があります。例えば、ファンドは、収益の減少、コストの

増加、流動性の低下および/または取引の遅延もしくは中止に見舞われる可能性があります。また、ファンドは、競争の激化、分散投資の減少または新規投資・オルタナティブ投資の機会の制限に直面する可能性があります。さらに市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運用リスク、法務リスク、規制リスクまたは風評リスクに、より一層さらされる可能性があります。さらに、ファンドのサービス提供会社、取引相手、貸付人、投資者その他の利害関係者もパンデミックのリスクにより悪影響を受ける可能性があります。これによりファンドに対する義務もしくはコミットメントを履行し、またはファンドに適切なサポート、情報もしくはサービスを提供する能力または意欲が損なわれる可能性があります。ファンドは、パンデミックのリスクへの対処もしくはリスクの軽減またはパンデミックによる損失もしくは損害から回復するための十分なリソース、緊急時対応計画または保険を有していない可能性があります。

パンデミックのリスクは、ファンドの業績、財務状況、見通し、運営、さらに受益証券の価値、流動性、譲渡可能性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。受益者は、パンデミックのリスクにより、ファンドへの投資の一部または全てを失う可能性があります。投資運用会社がパンデミックのリスクをうまく回避または克服できる保証はなく、ファンドまたは受益者がパンデミックのリスク以降の世界経済、金融市場、公衆衛生または社会の安定性の回復または改善から利益を得る保証はありません。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があります。それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、ファンドの利益、管理会社および/または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有する全ての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュ・スイープ

保管会社は、未使用の翌日物の現金残高を金融機関に預金することができます(保管会社は、当該現金残高に関してファンドが得た利息の一部を留保する権利も有します。)。このような状況では、ファンドは、当該現金残高に関して、当該金融機関の信用リスクに晒されます。

カウンターパーティー・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドおよび投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティー

と取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

投資制限リスク

これは、政府による資本規制または資本制限から生じるリスクで、資本を処分するタイミングや量に悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、ファンドまたは投資対象ファンドは一部の国で行われた投資を撤回できない可能性があります。政府は、外国人による現地資産の所有に関する制限を変更する場合があります。これには、セクター、個別および総計の取引割当量、支配割合ならびに外国人に提供される株式の種類に関する制限が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、制限によりその戦略を実行できない可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資の集中

投資運用会社は、申込金のほぼ全額を、投資目的に応じ投資テーマを限定して、ポートフォリオに投資します。このため、ファンドへの投資は、分散投資ポートフォリオには存在しない相当な集中リスクにさらされる可能性があります。

利益相反

ファンド

受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、日本における販売会社、管理事務代行会社、保管会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益

に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立当事者として対等に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- (b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。
- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資者として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益の全てを保持する権利を有します。

管理会社、報酬代行会社および代行協会員は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびに各関連会社は、戦略に名目上含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであるように監視します。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

参考情報

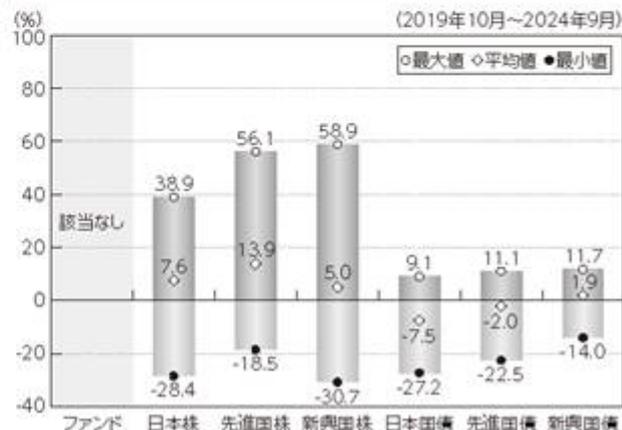
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

米ドル(資産成長型)

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※ファンドの運用は、2024年12月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。
※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2024年12月13日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)
- 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
- 先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

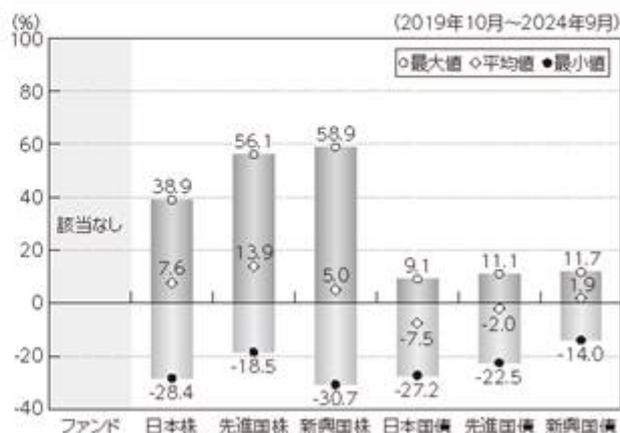
※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

米ドル(四半期分配型)

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※ファンドの運用は、2024年12月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2024年12月13日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX 総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額に応じて、次に掲げる率を申込金額に乗じて得た額とします。

申込金額	申込手数料(税込)
100万米ドル未満	申込金額の1.65%(税抜1.50%)
100万米ドル以上200万米ドル未満	申込金額の1.10%(税抜1.00%)
200万米ドル以上300万米ドル未満	申込金額の0.55%(税抜0.50%)
300万米ドル以上	なし

(注1) 上表の手数料率に関連する税金は、消費税および地方消費税をあわせたものです。

詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。

(注1) 管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

(注2) 申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

(注3) 円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。

(注4) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、純資産総額の年率1.79%程度です。

(注1) 本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

(注2) 管理事務代行報酬および保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上記年率を上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から四半期ごとに後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる12,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。

受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費および支払金に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から払い戻しを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対する報酬(以下「保管会社報酬」といいます。)を受け取る権利を有します。保管会社に対し支払われる報酬の詳細は、別途報酬表に定められており、受益者は請求することによって

当該報酬表を入手することができます。保管会社報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。保管会社はまた、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から払い戻しを受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、以下のとおり段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。すなわち、純資産総額の5億米ドル以下の部分に対しては年率0.10%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分に対しては年率0.09%、10億米ドル超の部分に対しては年率0.08%となります。これらは、いずれも各評価日時点で発生および計算され(ただし、最低月間報酬は、3,750米ドルです。)、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から四半期ごとに後払いで支払われます。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から払い戻しを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

受益証券の各クラスに関して、日本における販売会社は、当該クラスの純資産総額を、販売会社が受益者である当該クラスの受益証券数で乗じた上で、当該クラスの合計発行済受益証券数で除することにより求められる値の年率1.00%の報酬(以下「販売報酬」といいます。)を受け取る権利を有します。販売報酬は、各評価日時点で発生および計算され、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から四半期ごとに後払いで支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻しの取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンドの基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日時点で発生および計算される、純資産総額の年率0.20%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社および受託会社が負担する通常のコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、管理事務代行報酬、保管会社報酬、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が単独で判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いについては、責任を負いません。本書において規定されて

いるその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬で賄うことのできない金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、ファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として報酬代行会社が保持します。

報酬代行会社報酬は、当初の期間のみについては設定日、その他の期間については毎暦四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。)から、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。)までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

通常経費の各支払いは、各報酬計算日および最終評価日(場合によります。)から10ファンド営業日以内に行われるものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬およびその他の報酬の支払いに係る業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.48%以内の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドに係る手数料

投資対象ファンド運用会社は、投資対象ファンドのレベルでは管理報酬および/または成功報酬(以下に定義されます。)、マスター・ファンドのレベルでは同様の報酬を受け取る権利を有します。ただし、投資対象ファンドがマスター・ファンドに投資していることに関してマスター・ファンドのレベルで請求される管理報酬または成功報酬は、対応する投資証券クラスに配分され、当該投資証券クラスに請求される管理報酬および成功報酬と相殺されます。投資対象ファンドがマスター・ファンドの報酬を負担する受益証券に投資する範囲において、投資対象ファンドは、投資対象ファンドのレベルにおけるそれぞれのクラスの申込に準じて、マスター・ファンドの持分クラスへの申込を試み、それぞれの管理報酬および成功報酬を投資対象ファンドのレベルにおける対応するクラスに配分します。

管理報酬

投資対象ファンド運用会社またはその関連会社は、(i)年率1.25%と(ii)投資対象ファンド投資証券の当該クラスに帰属する投資対象ファンド純資産価額(管理報酬控除前)の積に相当する額の管理報酬を受領するものとします。(以下「投資対象ファンド管理報酬」といいます。)。投資対象ファンド管理報酬は月毎に発生し、四半期毎に投資対象ファンドの該当するクラスの資産から控除されます。

成功報酬

結晶化期間(以下に定義されます。)の終了時の投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額が、当該結晶化期間の終了時の1口当たりハードル価額(以下に定義されます。)を下回らない場合、投資対象ファンド運用会社は、(i)10%に(ii)各結晶化期間中に達成された1口当たり超過価額(以下に定義されます。)を乗じた額に、(iii)投資対象ファンドの当該クラスの発行済投資対象ファンド投資証券口数を乗じた額の成功報酬(以下「成功報酬」といいます。)を受け取る権利を有します。成功報酬は、投資対象ファンドの管理事務代行会社が算定し、投資対象ファンドの各評価日時点で発生し、投資対象ファンドおよび/またはマスター・ファンドが、結晶化期間に該当する投資対象ファンドの最終評価日から起算して30暦日以内に、投資対象ファンド運用会社に(二重請求されることなく)支払われます。

- (注1)「結晶化期間」とは、各暦年を意味します。最初の結晶化期間は、投資対象ファンドの当初申込日に開始し、同暦年に属する最終評価日に終了するものとします。
- (注2)「1口当たり超過価額」とは、各結晶化期間について、投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額((i)当該結晶化期間についての成功報酬の発生および(ii)各クラスの投資対象ファンド固有の費用(投資対象ファンドの目論見書に記載されます。))が投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額に加味される前のものを指します。)の、1口当たりハードル価額を上回るプラスのアウトパフォーマンス(もしあれば)を意味します。1口当たり超過価額がマイナスの場合は、成功報酬は適用されません。
- (注3)「1口当たりハードル価額」は、結晶化期間内の投資対象ファンドの各評価日に、以下の方法で計算されます。a)ある結晶化期間におけるすべての評価日について、計算の開始値は、当該結晶化期間に適用される1口当たりハイ・ウォーター・マーク(以下に定義されます。)とします。b)1口当たりハードル価額は、(i)上記a)に基づく適用開始値と、(ii)上記a)に基づく適用開始値に年率5%を乗じた額(および隣接する2つの評価日の間の日数で按分した額)の合計とします。1口当たりハードル価額は、分配金の支払いによる投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額の減少を反映して、比例的に減額されます。
- (注4)「1口当たりハイ・ウォーター・マーク」とは、各結晶化期間について、(i)前回の結晶化期間の終了時における投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額の最高額、および(ii)100米ドルのうち、いずれか高い方を意味します。1口当たりハイ・ウォーター・マークは、前回の1口当たりハイ・ウォーター・マークの結晶化期間における分配金の支払いによる投資対象ファンド投資証券1口当たり投資対象ファンド純資産価額の減少を反映するために比例的に減額されます。

(4)【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)
- () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - () 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - () 副資産保管会社報酬および費用
 - () 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
 - () 借入れにかかる利息
 - () 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - () 保険の費用(もしあれば)
 - () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - () 登録サービスの提供
 - () 財務書類の準備および純資産総額の計算
 - () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
 - () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
 - () 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補償するために必要な金額
 - () 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬

() 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドおよび受益証券の販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関するその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、5会計年度にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2024年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となります。) であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となります。) の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税および住民税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。

外貨建て投資信託の譲渡所得は、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額から、取得時の為替相場で円換算した取得価額(手数料および消費税を含みます。)を控除して譲渡損益を求めます。また、分配金は分配時の為替相場で円換算します。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされる全ての支払いまたは受託会社が行う全ての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2024年12月13日から運用を開始します。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

受益証券は当初、100万米ドル(以下「最低発行価額」といいます。)を下限として、2024年11月18日から2024年12月11日までまたは管理会社が、受益証券に関して、その単独の裁量で決定するその他の日(以下「海外における当初募集期間」といいます。)に1口当たり100.00米ドル(以下「発行価格」といいます。)にて投資者に対して募集が行われ、設定日に発行されます。

投資者は、設定日(同日を含みます。)以降、申込単位を下限として、各取引日において該当する受益証券のクラスの基準価額に相当する価格にて受益証券の申込みを行うことができます(当該基準価額は、関連する取引日の直後の投資対象ファンド純資産価額確認日の4ファンド営業日後または管理会社が決定するその他の時に公表されます。)。基準価額は、関連する取引日時点で計算されます。申込金額の総額は、0.00005を切り上げて、小数点第4位に四捨五入します。申込手数料はありません。

受益者が申込請求することができる受益証券の口数は、()海外における当初募集期間については、最低30万米ドルとし、その後は0.01米ドル単位または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とし、()設定日以降については、最低10万米ドルとし、その後は0.01米ドル単位または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とします。

信託証書の条項に基づき、受益者は、その名義で登録された受益証券に対して権利、権原、または利益を有する者として受託会社が認識する唯一の者とし、受託会社は、かかる受益者のみを受益証券の絶対的な所有者として認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されません。受託会社は、いかなる信託についても留意する義務または執行を監視する義務を負わず、信託証書で規定されている場合を除き、または管轄裁判所の命令がある場合を除き、いかなる信託、持分、または受益証券の所有権に影響を与えるその他の利益についても認識する義務を負いません。

海外における当初募集期間

投資者は、管理事務代行会社に対し、記入済みの申込書(ならびに申込書に記載される当該投資者の身元および購入代金の出所を証明する書類とあわせて)を管理事務代行会社が海外における当初募集期間最終日の午後6時(日本時間)まで、または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の時間および/または日付までに受領するように送付することにより、海外における当初募集期間中に該当するクラスの受益証券を申し込むことができます。

申込代金は、設定日の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。立替払いは認められません。不備のある申込書は、管理会社の裁量により、完成された申込書の受領後の最初の取引日まで持ち越され、該当するクラスの受益証券は、適用される受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

継続募集

全ての取引日においてあるクラスの受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、関連するクラスの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書(場合による)(およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載される当該投資者の身元および購入代金の出所を証明する書類とあわせて)を関連する取引日の午後6時(日本時間)まで、または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の時間および/または日付までに管理事務代行会社が受領するように送付しなくてはなりません。受益証券は、当該取引日に適用される関連する受益証券1口当たり純資産価格で発行されます。不備のある申込書は、管理会社の裁量により、完成された申込書の受領後最初の取引日まで持ち越され、当該取引日に適用される、関連する受益証券1口当たり純資産価格で発行されます。

申込代金は、関連する取引日に係る投資対象ファンド純資産価額確認日から7ファンド営業日以内の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されません。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、設定日または関連する取引日のいずれかが該当する日に発行されます。申込みが受領された価格の詳細は、管理事務代行会社から関連する受益者により取得されることがあります。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意してください。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み(適格投資家(注)でない者による申込みを含みますが、これに限られません。)を拒否する権利を留保し、設定日または関連する取引日に発行されたが上記の記入済みの申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券にかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および()管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、設定日または関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります(場合による)が、受益証券は設定日または関連する取引日(場合による)の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った申込代金は、設定日または関連する取引日(場合による)からファンドへの投資リスクにさらされます。

(注)「適格投資家」とは、以下の個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

次のいずれにも該当しないもの。(a)米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含みます。)において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b)ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c)適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d)欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e)上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受

託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社を含む適任者にこれらの手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を依頼することができます。

受託会社またはその代理人は受託会社のために、受益者(申込者または譲受人等)の身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、適用法の下で関連する免除の適用がある場合は、申込みの際に完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券に関する収益の支払いまたはその譲渡の前に詳細な証明情報が必要となることがあります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社または代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺の条件に従って受益証券の発行を停止しまたは買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込者の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に在する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合はケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島のテロリズム法(改正済)に従い巡査もしくはそれより上級の警察官またはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(改正済)の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、日本における販売会社および/または管理事務代行会社による、ケイマン諸島および/またはその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本、購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元、購入代金の資金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻金および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員

が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息/受取利息は、定期的にファンドの資産に充当されます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、申込者は、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、(i)国際連合、米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)、日本の財務省に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)および/もしくはケイマン諸島の法令に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、()国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび/またはケイマン諸島が適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また()その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)またはケイマン諸島により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。)となっていないことを継続的に表明および保証することを求める場合があります。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者のファンドに対する持分を対象とするその後の取引を、当該申込者またはその関係者(該当する場合)が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれらの代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社またはそれらの取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

受託会社および管理会社は、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づくケイマン諸島のデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下「DPA」といいます。)に従った特定の責任を負っています。

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびこれらの関連会社および/または代理人との連絡(申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとし、管理事務代行会社等の関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社または管理会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。原則として、() 当初申込期間については2024年12月11日の午後3時(日本時間)までに、() 継続申込みについては、毎月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が、その月の取引日の基準価額での購入となります。基準価額は、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の3ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。

販売の単位は下記のとおりです(日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。)

(最低当初申込み)

米ドル(資産成長型) :

30万米ドル以上0.01米ドル単位(または、管理会社がクラスに関してその単独の裁量により決定するその他の金額)

米ドル(四半期分配型) :

30万米ドル以上0.01米ドル単位(または、管理会社がクラスに関してその単独の裁量により決定するその他の金額)

(追加申込み)

米ドル(資産成長型) :

10万米ドル以上0.01米ドル単位(または、管理会社がクラスに関してその単独の裁量により決定するその他の金額)

米ドル(四半期分配型) :

10万米ドル以上0.01米ドル単位(または、管理会社がクラスに関してその単独の裁量により決定するその他の金額)

投資者は、() 当初申込期間中の申込みについては2024年12月11日までに、() 継続申込みについては、国内約定日から起算して4国内営業日目までに日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を米ドル貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。日本における販売会社では、

通常申込の日に米ドル貨にて申込金等の引き落としを行います。円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。換算(買戻し)についても同様です。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等の適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

(注)「国内約定日」とは申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、基準価額が公表される日)をいいます。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日(以下に定義されます。)において、管理事務代行会社が購入代金を受領したあるクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、関連する買戻日の翌投資対象ファンド営業日から99暦日前の日(当該日付が投資対象ファンド営業日でない場合は、直前の投資対象ファンド営業日)の午後6時(日本時間)または管理会社はその単独の裁量で決定するその他の時間および/もしくは日付(以下「買戻通知期限」といいます。)までに、買い戻される受益証券の口数および関連する受益証券のクラスを特定した記入済みの買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を、管理事務代行会社が受領できるよう、管理事務代行会社に提出しなければなりません。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない2025年6月の取引日以降の毎年3月、6月、9月および12月の各取引日ならびに/または管理会社はその単独の裁量で決定するその他の日をいいます。以下同じです。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)において計算された該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」といいます。)です。関連する買戻しをする受益者は、受益証券に関連する買戻価格の詳細を、管理事務代行会社から取得することができます。

「ファンド障害事由」は、ファンドまたは投資対象ファンドを含むポートフォリオのいずれかの部分について、価格を算定するための流動性もしくは実効性に悪影響を与えると、管理会社の単独の裁量により判断される事由が生じた場合を指します。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

管理会社は、買戻通知期限後に受領した買戻通知を、次の買戻日まで保留し、当該クラスの受益証券に適用される当該買戻日の買戻価格で関連する受益証券を買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、関連する受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日において受益者が買戻しの請求ができる最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、0.0001口以上0.0001口単位とします。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法等の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かにかかわらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行行使することができなくなります。ただし、(それぞれ買戻し対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

投資対象ファンド買戻手数料

受益者は、受益証券の買戻請求により、投資対象ファンド投資証券の買戻請求が行われる可能性があることに留意する必要があります。投資対象ファンド投資証券の買戻請求には、以下に要約する買戻手数料がかかる場合があります。

取締役は、ファンドを含む投資主に対し、その最大限の使用および利益のために、買い戻された各投資対象ファンド投資証券の投資対象ファンド純資産価額の2%を超えない買戻手数料(以下「投資対象ファンド買戻手数料」といいます。)を投資対象ファンド(またはその任命者もしくは任命者の指示に従う)に支払うよう要求することができます。

買戻しの制限

管理会社および/または投資運用会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となる、投資運用会社によるファンドの(またはあるクラスの受益証券に帰属する)投資の清算が実行可能でないと判断した場合(投資対象ファンドが買戻しの停止またはその他の制限を宣言した場合を含みますが、これに限りません。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択を行うことができます。投資家は、投資対象ファンドがその全ての投資家(ファンドを含みます。)の買戻しを暦四半期ごとの投資対象ファンド純資産価額の5%を超えない範囲に制限していることに留意する必要があります。

この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった全ての受益証券に関する買戻通知は、その後に関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、かつ、以下に規定のとおり)買い戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、引き続き純資産総額の増減の影響が及びます。その結果、請求された買戻日における受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻通知が履行された日における受益証券1口当たり純資産価格とは大きく異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(すなわち、受益証券1口当たり純資産価格)および/またはいずれかのクラスの受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係る全ての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載に加え、以下の事由が発生した場合、停止を宣言することができます。

- (i) 管理会社および/または投資運用会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、(x)ファンドの原資産の全部または一部の処分ができない、または(y)当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、もしくは当該処分の実行が受益者の最善の利益とはならない場合
- (ii) 投資対象ファンドが、(x)投資対象ファンド投資証券の発行もしくは買戻し、および/または(y)投資対象ファンド純資産価額の算定の停止を宣言した場合
- (iii) 管理会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができない場合
- (iv) 受託会社、管理会社、および/または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合
- (v) 受託会社、管理会社、および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻し手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファックスまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

買戻代金の決済は、投資対象ファンドの買戻金を受領してから5ファンド営業日以内の現金決済日または管理会社が決定するその他の時期に受益者に対し電信送金により支払われます。原則として、投資対象ファンドは、買戻日から35暦日を加えた約1投資対象ファンド営業日以内に、買戻代金をファンドに支払うことが予想されます。支払いは、米ドル建てで、受益者に対する電子送金で行われ、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者にのみ支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)。

あるクラスの受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点(以下に定義されます。)(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

「評価時点」とは、各評価日の午後4時(ボストン時間)またはファンドについて管理会社が随時定めるその他の時間をいいます。以下同じです。

(2) 日本における買戻手続等

原則、買戻しは以下のとおり年4回(3月、6月、9月および12月)設定され、最初の買戻日は2025年6月の取引日を予定しています(第1回目の買戻しは、2024年12月13日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から2025年3月20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)まで申込みを受け付けます。)

- (i) 3月21日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から同年6月20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)までの申込み分は、同年9月の買戻日の基準価額での買戻しとなります。
- (ii) 6月21日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から同年9月20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)までの申込み分は、同年12月の買戻日の基準価額での買戻しとなります。
- (iii) 9月21日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から同年12月20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)までの申込み分は、翌年3月の買戻日の基準価額での買戻しとなります。
- (iv) 12月21日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から翌年3月20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)までの申込み分は、翌年6月の買戻日の基準価額での買戻しとなります。

なお、買戻制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、買戻価額が国内で公表された日に確認できます。買戻制限については上記「(1) 海外における買戻し手続等」をご参照ください。

買戻価格は、買戻しの申込日に関連する買戻日の基準価額とします。

基準価額は、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の3ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。

買戻単位は、0.0001口以上0.0001口単位です。

日本における買戻代金の支払は、原則として、買戻しに関連する投資対象ファンドの買戻金をファンドが受領した日の5ファンド営業日後の日から起算して4国内営業日目から、日本における販売会社を通じて支払われます。

(注) 投資対象ファンドの買戻金は該当する買戻日の翌投資対象ファンド営業日から35暦日以内にファンドに対して支払われます。

投資対象ファンド投資証券は流動性が低いため、ファンドが希望するタイミングおよび価格で処分・換価することができない場合があります。また、管理会社の裁量により買戻しの申込みを制限し、または申込みの受付が中止される可能性があります。特に、投資対象ファンドの各四半期における買戻可能金額が投資対象ファンド全体の純資産総額の5%までとされているため、投資対象ファンドで5%を超える買戻申込みがあった場合、ファンドの買戻しも翌四半期以降に繰り延べとなる場合があります。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a) 受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b) 譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c) 受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されません。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの基準価額は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金とその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により

将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)ファンドの勘定で行われる投資対象ファンドに対する投資の価額は、投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定する直近の利用可能な投資対象ファンド純資産価額に基づき算出され、(b)流動資産について、実際の現金(米ドル)価値、(c)上記(a)および(b)の両方について、特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、各評価日に係る純資産総額および基準価額に関する情報を、当該評価日後の投資対象ファンド純資産価額確認日から3ファンド営業日後に受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および/または停止がないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの基準価額の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合

- (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
- (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
- (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
- (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考える場合
- (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、設定日に開始し、2163年12月1日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日です。

(5) 【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補遺信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

本書の規定に従い事前に終了しない限り、ファンドは最終買戻日まで継続されます。最終買戻日は、2163年12月1日または強制買戻事由発生後における実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。強制買戻事由は次の場合に発生します(以下「強制買戻事由」といいます。)

- (1) いずれかの評価日における純資産総額が1,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以降、管理会社が、影響を受ける全ての受益者に対して通知を行うことで、ファンドの全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと判断した場合
- (2) 管理会社が受託会社と協議の上、ファンドの全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合(これには、管理会社が受託会社と協議の上、理由の如何を問わず(最終買戻日より前に投資対象ファンドが早期に終了することを含みます。)、ファンドの全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。)

強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日(またはその日が評価日でない場合には直前の評価日)における、あるクラスの受益証券に帰する1口当たり純資産価格((管理会社と協議の上、受託会社の裁量により)ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。)となります。

ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合、ファンドは終了するものとします。

上記に記載された強制買戻事由によるかまたはファンドの終了に関する規定に従うかを問わず、ファンドの終了後に多額の残余金が残ることは想定されていません。上記にかかわらず、ファンドの終了後に残余金が残る限りにおいて、管理会社は、ファンドの終了に関連して、報酬代行会社のためにかかる資金を保持する権利、または慈善団体への支払いを含むその他の適切とみなす方法で、かかる資金を処理する権利を留保します。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証券および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証券の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証券の修正信託証券により、基本信託証券の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問いません。)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行

わないものとし、()かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、相手方当事者が破綻または支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、相手方当事者が破産または支払不能を宣告される場合、または現在もしくは将来有効となる適用可能な破産法、倒産法、またはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により解除されない限り、解除される時まで有効に存続します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

株式会社SMB C信託銀行との受益証券販売・買戻契約は2027年12月13日に終了しますが、一方当事者による更新通知なしに、自動的に3暦年間更新されます。ただし、()本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、()日本における販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、設定日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社または受託会社のいずれも報酬代行会社任命契約を他方当事者に対して90暦日前の書面による通知を送付することにより終了することができます。報酬代行会社任命契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

投資運用契約

管理会社は、90暦日以上前または両当事者が書面で合意するそれより短い期間に投資運用会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約をいつでも解除することができます。投資運用会社は、90暦日以上前または両当事者が書面で合意するそれより短い期間に管理会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約を解除することができます。ただし、管理会社が投資運用会社を務める代わりに者を任命するまでは解除しないものとします。投資運用契約は、同契約に定めるデフォルト事由により解除することもできます。

4【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

弁護士 橋本 雅行

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2024年12月13日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2025年12月31日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、ケーピーエムジーエルエルピーが行います。なお、ケーピーエムジーエルエルピーは、公認会計士法(昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 香港 中環 68デヴォーロード マンイービルディング 13/F ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・
トラスティ・サーヴィシズ(ホンコン)リミテッド気付

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2024年9月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約1億491万円)です。

過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2024年9月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	13	1,832,359,895米ドル
			9,733,629ユーロ
			85,653,924豪ドル
			52,564,412,750円
			2,059,887,547トルコリラ
	私募	19	127,119,132,724円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日までおよび2023年1月1日から2023年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるプライスウォーターハウスクーパース 香港から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2024年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.73円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

損益計算書(2023年12月31日終了事業年度)

(米ドル)	注記への 参照	2023年		2022年	
		USD	千円	USD	千円
受取利息		60,034	8,569	14,396	2,055
- 償却原価で測定される金融商品		60,034	8,569	14,396	2,055
受取利息合計	4	60,034	8,569	14,396	2,055
サービス報酬収入	5	185,000	26,405	205,000	29,260
その他(損失)/収益		(25)	(4)	58	8
収益合計		245,009	34,970	219,454	31,323
一般管理費およびその他営業費用	6	(115,081)	(16,426)	(112,703)	(16,086)
引当金繰入および税引前営業利益		129,928	18,545	106,751	15,237
税引前利益		129,928	18,545	106,751	15,237
法人税等	7	-	-	-	-
税引後利益		129,928	18,545	106,751	15,237

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

財政状態計算書 (2023年12月31日現在)

(米ドル)	注記への 参照	2023年		2022年	
		USD	千円	USD	千円
資産					
現金預け金	9	2,249,019	321,002	1,984,033	283,181
その他資産	10	185,864	26,528	205,864	29,383
資産合計		2,434,883	347,531	2,189,897	312,564
負債					
その他負債	10	451,584	64,455	336,526	48,032
負債合計		451,584	64,455	336,526	48,032
株主資本					
資本金	11	735,000	104,907	735,000	104,907
利益剰余金		1,248,299	178,170	1,118,371	159,625
株主資本合計		1,983,299	283,076	1,853,371	264,532
負債および株主資本合計		2,434,883	347,531	2,189,897	312,564

2024年6月14日付で、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
) 取締役
)
)

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

持分変動計算書 (2023年12月31日終了事業年度)

(米ドル)	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2023年						
1月1日現在の残高	735,000	104,907	1,118,371	159,625	1,853,371	264,532
当該年度の利益	-	-	129,928	18,545	129,928	18,545
12月31日現在の残高	735,000	104,907	1,248,299	178,170	1,983,299	283,076
2022年						
1月1日現在の残高	735,000	104,907	1,011,620	144,389	1,746,620	249,295
当該年度の利益	-	-	106,751	15,237	106,751	15,237
12月31日現在の残高	735,000	104,907	1,118,371	159,625	1,853,371	264,532

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書 (2023年12月31日終了事業年度)

(米ドル)	注記への 参照	2023年		2022年	
		USD	千円	USD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前当期利益		129,928	18,545	106,751	15,237
純利益を営業活動より生じた 現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前純利益に 含まれる非現金項目：					
受取利息	4	(60,034)	(8,569)	(14,396)	(2,055)
営業資産および負債変動前の 営業活動より生じた現金					
		69,894	9,976	92,355	13,182
営業資産の純減：					
その他資産		20,000	2,855	4,999	714
営業資産の純減					
		20,000	2,855	4,999	714
営業負債の純増：					
その他負債		115,058	16,422	112,595	16,071
営業負債の純増：					
		115,058	16,422	112,595	16,071
受取利息	4	60,034	8,569	14,396	2,055
営業活動より生じた現金					
		264,986	37,821	224,345	32,021
現金および現金同等物の純増額					
		264,986	37,821	224,345	32,021
期首における現金および現金同等物	9	1,984,033	283,181	1,759,688	251,160
期末における現金および現金同等物					
		2,249,019	321,002	1,984,033	283,181
現金預け金	9	2,249,019	321,002	1,984,033	283,181
期末における現金および現金同等物					
		2,249,019	321,002	1,984,033	283,181

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

[次へ](#)

財務諸表に対する注記

1. 主たる事業

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(「会社」)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

当期の主な動き

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった(以下「本取引」という。)

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式(ADS)の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBSグループAGの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了した。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)の会計基準に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSの会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

2. 重要な会計方針(続き)

(b) 財務諸表作成基準(続き)

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

当期に発効した基準

当グループは、2023年1月1日に開始する年次報告期間において、以下の新基準および改訂基準を適用している。

- ・ 会計上の見積りの定義 - IAS第8号の改訂
- ・ 会計方針の開示 - IAS第1号およびIFRS実務記述書第2号の改訂

上記改訂は以前に認識された金額に影響を与えるものではなく、かつ現在または以降の期間にも重大な影響を及ぼすものではないと予測される。

(c) 現金および現金同等物

現金預け金は、銀行預け金、銀行手元現金、および短期の流動性の高い投資であり、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(d) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(以下、「USD」という。)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートでUSDに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告期間末の実勢為替レートでUSDに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートでUSDに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

(e) その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から予想信用損失(以下、「ECL」という。)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

2. 重要な会計方針(続き)

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示される。将来の1つないし複数の事象の発生または不発生によってのみその存在が確認される可能性のある債務も、

経済的便益の流出の可能性が極めて低い場合を除き、偶発債務として開示される。

(g) 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

IFRS第9号に従って、減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込んだ、フォワードルッキングな予想信用損失(ECL)モデルに基づく。このモデルは、各種の経済的要因における変化が、ECLに対してどのように影響するのかという点について、相応の判断を必要とするもので、その決定は確率を重視した手法に基づく。

(h) 収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書にサービス報酬収入が認識される。

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

- () 当社を支配している、または共同支配している。
- () 当社に重要な影響を与える。
- () 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- () その企業と当社が同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社が関連している)。
- () その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している)。
- () 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- () ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- () ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- () ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- () (a)()に規定する個人が、その企業に重要な影響を与えるか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

3. 会計方針の変更

IASBは、当会計期間において新たに発効されるIFRS会計基準の複数の改訂を公表している。かかる改訂基準の適用は、当社の財政状態、業績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない(注記15)。

4. 受取利息合計

(米ドル)	2023年	2022年
受取利息合計		
現金預け金にかかる受取利息	60,034	14,396
受取利息合計	60,034	14,396

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

5. サービス報酬収入

当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

(米ドル)	2023年	2022年
サービス報酬収入合計		
サービス報酬収入	185,000	205,000
サービス報酬収入合計	185,000	205,000

6. 一般管理費およびその他営業費用

(米ドル)	2023年	2022年
一般管理費およびその他営業費用		
銀行手数料	(48)	(50)
監査報酬	(6,390)	(6,478)
役員報酬	(108,643)	(106,175)
一般管理費およびその他営業費用合計	(115,081)	(112,703)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2039年10月10日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

8. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2022年:5,000米ドル)を受け取っているが、2023年12月31日現在当社は持分を保有していない。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)

米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド

プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

米国高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)*

USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)*

ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)*

USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・Wil3号ベンチャーキャピタル・ファンド

ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)

ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)

AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)

J-REITアンドリアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
(適格機関投資家限定)

ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)

米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)

米国・地方公共事業債ファンド

東京海上・CATボンド・ファンド

グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

マイスターズ・コレクション

B SMDグローバル・アドバンテージ・ファンド

PIMCO 短期インカム戦略ファンド

ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー

ダイワ・J-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)

外貨建てマン AHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

SBI-PICNETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

豪ドル建て短期債券ファンド

インサイト・アルファ

USダイナミック・グロース・ファンド

プレミアム・キャリー戦略ファンド

* 当該ファンドは2023年に終了。

8．非連結ストラクチャード・エンティティ（続き）

当社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

9．現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

（米ドル）	2023年	2022年
現金預け金		
現金預け金	2,249,019	1,984,033
現金預け金合計	2,249,019	1,984,033

10．その他の資産および負債

（米ドル）	2023年	2022年
その他資産		
未収利息および報酬	185,864	205,864
その他資産合計	185,864	205,864

（米ドル）	2023年	2022年
その他負債		
未払利息および報酬	451,584	336,526
その他負債合計	451,584	336,526

11．資本金

(a) 授権株式および発行済株式

	2023年		2022年	
	株数	（米ドル）	株数	（米ドル）
授権株式：				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式：				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

11. 資本金 (続き)

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にはリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2023年12月31日および2022年12月31日現在、当社のすべての債務および未払費用を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3～12ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2023年12月31日および2022年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

12. 財務リスク管理および公正価値 (続き)

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル (以下、「HKD」という。) 建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。HKDはUSDに固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2023年12月31日および2022年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

(a) 関連当事者間の貸借対照表取引

(米ドル)	2023年12月31日現在			2022年12月31日現在		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
資産						
その他資産	-	185,864	185,864	-	205,864	205,864
資産合計	-	185,864	185,864	-	205,864	205,864
負債および資本						
その他負債	451,584	-	451,584	336,526	-	336,526
資本金	735,000	-	735,000	735,000	-	735,000
負債および株主資本合計	1,186,584	-	1,186,584	1,071,526	-	1,071,526

(b) 関連当事者間の収益および費用

(米ドル)	2023年12月31日現在			2022年12月31日現在		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
収益						
サービス報酬収入	-	185,000	185,000	-	205,000	205,000
収益合計	-	185,000	185,000	-	205,000	205,000

13. 重要な関連当事者間取引(続き)

(c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬(米ドル)	2023年	2022年
役員報酬	108,643	106,175
経営幹部報酬合計	108,643	106,175

14. 親会社および最終的な持株会社

2023年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス(香港)リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたUBSグループAGである。UBSグループAGは、一般目的の財務諸表を作成している。

15. 公表後、2023年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

2023年12月31日に終了した事業年度において適用が義務付けられていない新たな会計基準、会計基準に対する改訂および解釈指針が複数公表されている。当社はこれらについて早期適用を行っていない。これらの基準、改訂または解釈指針は、当社の現在または今後の報告期間において重大な影響を及ぼすものではなく、かつ当社の近い将来における取引に対しても重大な影響を及ぼすものではないと予測される。

16. 後発事象

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。2024年3月1日付で、社名がクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドからUBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに変更された。

17. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2024年6月14日開催の当社取締役会において公表が承認された。

[次へ](#)

UBS Management (Cayman) Limited
Financial Statements for the year ended 31 December 2023

Statement of Income for the year ended 31 December 2023

USD	Reference to Note	2023	2022
Interest income		60,034	14,396
<i>- from financial instruments measured at amortised cost</i>		60,034	14,396
Total interest income	4	60,034	14,396
Service fee income	5	185,000	205,000
Other (losses)/revenues		(25)	58
Total revenues		245,009	219,454
General, administrative and other operating expenses	6	(115,081)	(112,703)
Operating profit before allowance and taxation		129,928	106,751
Profit before tax		129,928	106,751
Income tax expense	7	—	—
Profit after tax		129,928	106,751

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS Management (Cayman) Limited
Financial Statements for the year ended 31 December 2023

Statement of Financial Position as at 31 December 2023

USD	Reference to Note	2023	2022
Assets			
Cash and due from banks	9	2,249,019	1,984,033
Other assets	10	185,864	205,864
Total assets		2,434,883	2,189,897
Liabilities			
Other liabilities	10	451,584	336,526
Total liabilities		451,584	336,526
Shareholders' equity			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		1,248,299	1,118,371
Total shareholders' equity		1,983,299	1,853,371
Total liabilities and shareholders' equity		2,434,883	2,189,897

Approved and authorised for issue by the board of directors on 14 June 2024

Nicholas Papacostas
Director



The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS Management (Cayman) Limited
Financial Statements for the year ended 31 December 2023

Statement of Changes in Equity for the year ended 31 December 2023

USD	Share capital	Retained earnings	Total
2023			
Balance at 1 January	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year	—	129,928	129,928
Balance at 31 December	735,000	1,248,299	1,983,299
2022			
Balance at 1 January	735,000	1,011,620	1,746,620
Profit for the year	—	106,751	106,751
Balance at 31 December	735,000	1,118,371	1,853,371

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS Management (Cayman) Limited
Financial Statements for the year ended 31 December 2023

Statement of Cash Flows for the year ended 31 December 2023

USD	Reference to Note	2023	2022
Cash flows from operating activities			
Profit before tax for the period		129,928	106,751
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest Income	4	(60,034)	(14,396)
Cash generated from operating activities before changes in operating assets and liabilities		69,894	92,355
Net decrease in operating assets:			
Other assets		20,000	4,999
Net decrease in operating assets		20,000	4,999
Net increase in operating liabilities:			
Other liabilities		115,058	112,595
Net increase in operating liabilities:		115,058	112,595
Interest income received	4	60,034	14,396
Net cash generated from operating activity		264,986	224,345
Net increase in cash and cash equivalents		264,986	224,345
Cash and cash equivalents at the beginning of year	9	1,984,033	1,759,688
Cash and cash equivalents at the end of year		2,249,019	1,984,033
Cash and due from banks	9	2,249,019	1,984,033
Cash and cash equivalents at the end of year		2,249,019	1,984,033

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements

1. Principal activities

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

Key developments during the year

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the Transaction).

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares (ADS), the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD 3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

2. Material Accounting Policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable IFRS Accounting Standards, which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) Basis of preparation of the Financial Statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

2. Material Accounting Policies (continued)

(b) Basis of preparation of the Financial Statements (continued)

Standards effective in the current period

The group has applied the following new and amended standards for its annual reporting period commencing 1 January 2023:

- Definition of Accounting Estimates – Amendments to IAS 8
- Disclosure of Accounting Policies – Amendments to IAS 1 and IFRS Practice Statement 2

The amendments listed above did not have any impact on the amounts recognised in prior periods and are not expected to significantly affect the current or future periods.

(c) Cash and cash equivalents

Cash and due from banks comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(d) Foreign currency

The Company's functional and presentation currency is United States Dollars ("USD"). Foreign currency transactions during the year are translated into USD at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into USD using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

(e) Other assets

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less Expected Credit Loss ("ECL") (refer to Note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed

2. Material Accounting Policies (continued)

(f) Provisions and contingent liabilities (continued)

by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements are based on a forward-looking expected credit loss model by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. This requires considerable judgement over how changes in economic factors affect ECLs, which is determined on a probability-weighted basis.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, service fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

UBS Management (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements for the year ended 31 December 2023

2. Material Accounting Policies (continued)

(j) Related parties (continued)

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRS Accounting Standards that are first effective for the current accounting period of the Company. The adoption of these amendments had no material impact to the Company's financial position, result of operations or cash flows.

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 15).

4. Total Interest Income

USD	2023	2022
Total interest income		
Interest income on cash and due from banks	60,034	14,396
Total interest income	60,034	14,396

All the above interest income on financial instruments measured at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

USD	2023	2022
Total service fee income		
Service fee income	185,000	205,000
Total service fee income	185,000	205,000

6. General, Administrative and Other Operating Expenses

USD	2023	2022
General administrative and other operating expenses		
Bank charges	(48)	(50)
Auditor remuneration	(6,390)	(6,478)
Directors' remuneration	(108,643)	(106,175)
Total general administrative and other operating expenses	(115,081)	(112,703)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 10 October 2039. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities

Sponsored unconsolidated structured entities

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2022: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2023.

8. Unconsolidated Structured Entities (continued)

Global Select Carry Strategy Fund
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Strategy Fund
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Div Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
BSMD Global Advantage
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Foreign Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
SBI Pictet Asia Hi-Tech Venture Fund
AUD Short Term Bond Fund
Insight Alpha
US Dynamic Growth Fund
Premium Carry Strategy Fund

* The funds were terminated during 2023.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

UBS Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2023

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

USD	2023	2022
Cash and due from banks		
Cash and due from banks	2,249,019	1,984,033
Total cash and due from banks	2,249,019	1,984,033

10. Other Assets and Other Liabilities

USD	2023	2022
Other assets		
Interest and fees receivable	185,864	205,864
Total other assets	185,864	205,864

USD	2023	2022
Other liabilities		
Interest and fees payable	451,584	336,526
Total other liabilities	451,584	336,526

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

	2023		2022	
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

11. Share Capital (continued)

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2023 and 2022, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled between three to twelve months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2023 and 2022, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS Management (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements for the year ended 31 December 2023

12. Financial Risk Management and Fair Values (continued)

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD"). As the HKD is pegged to the USD, the Company considers that the risk of movements in exchange rates between USD and HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2023 and 2022.

13. Material Related Party Transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions.

(a) Related party balance sheet transactions

	31 December 2023			31 December 2022		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
USD						
Assets						
Other assets	—	185,864	185,864	—	205,864	205,864
Total assets	—	185,864	185,864	—	205,864	205,864
Liabilities and Equity						
Other liabilities	451,584	—	451,584	336,526	—	336,526
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	1,186,584	—	1,186,584	1,071,526	—	1,071,526

UBS Management (Cayman) Limited
Notes to Financial Statements for the year ended 31 December 2023

13. Material Related Party Transactions (continued)

(b) Related party revenues and expenses

USD	31 December 2023			31 December 2022		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Revenues						
Service fee income	—	185,000	185,000	—	205,000	205,000
Total revenues	—	185,000	185,000	—	205,000	205,000

(c) Remuneration of key management personnel

Remuneration of key management personnel (USD)	2023	2022
Director's Fee	108,643	106,175
Total Remuneration of key management personnel	108,643	106,175

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2023, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. UBS Group AG produces financial statements available for public use.

15. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2023

Certain new accounting standards, amendments to accounting standards and interpretations have been published that are not mandatory for 31 December 2023 reporting periods and have not been early adopted by the Company. These standards, amendments or interpretations are not expected to have a material impact on the entity in the current or future reporting periods and on foreseeable future transactions.

16. Subsequent Events

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

Effective 1 March 2024, the name of Credit Suisse Management (Cayman) Limited has been changed to UBS Management (Cayman) Limited.

17. Approval of Financial Statements

The financial statements were approved for issue by the board of directors of the Company on 14 June 2024.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2024年9月末日現在の額は、100米ドル(1万4,273円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシーズ(ケイマン)リミテッド)(以下「IC S C L」といいます。)の完全子会社です。IC S C Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、C I M Aの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。IC S C Lの最終親会社は、ユーロネクストに上場しているオランダの居住者会社インタートラスト・エヌブイ(Intertrust N.V.)です。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(Brown Brothers Harriman & Co.) (「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ) 資本金の額

2023年12月末日現在の額は、10億6,000万米ドル(約1,512億9,380万円)です。

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州、アジア、中南米等に所在する様々な機関投資家(投資ファンドを含みます。)向けのサービス保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。保管会社は、1940年米国投資顧問業法(改正法)が規定する規則206(4)-2(d)(6)の意味における「資格を有する保管会社」です。

(3) UBS証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2024年9月末日現在の額は、449億865万円です。

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

(4) 株式会社S M B C信託銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2024年9月末日現在の額は、875億5,000万円です。

(ロ) 事業の内容

株式会社S M B C信託銀行は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務および併營業務を営んでいます。

(5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch) (「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2024年9月末日現在の額は、3億8,600万米ドル (約550億9,378万円)

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行 (1862年設立) とスイス銀行コーポレイション (1872年設立) が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社 (Aktiengesellschaft) として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所 (以下「NYSE」といいます。) に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門 (グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク) およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国ブルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびブルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(6) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 (「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2024年9月末日現在の額は、20億円です。

(ロ) 事業の内容

三井住友アセットマネジメント株式会社 (以下「SMAM」といいます。) は、2019年4月1日、国内外の市場における資産運用能力を強化するため、大和住銀投信投資顧問株式会社 (以下「DSBI」といいます。) と合併しました。合併会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、250人の投資のプロフェッショナルを活用し、機関投資家と個人投資家の双方に対し、アクティブ運用型の高品質のプロダクツを提供します。2024年3月末時点の運用資産は、それぞれ投資顧問残高が10.4兆円、投資信託残高が13.5兆円です。

投資運用会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社です。

2【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elia Trustee (Cayman) Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)

登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。

(3) UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

(4) 株式会社SMB C信託銀行

ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。

(5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(UBS AG, London Branch)

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

(6) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

投資運用契約に基づき、資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

3【資本関係】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(管理会社)、UBS証券株式会社(代行協会員)およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(その後の改正を含む。)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - (a) 1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - (b) 2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。)は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。)であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(その後の改正を含む。)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

(a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者

(b) ケイマン諸島の建設社会法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者

(c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)

を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要が

ない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならない。当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権について全ての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務および全ての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を公表することがある。

4.2 全ての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

4.3 全ての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、全ての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産の全てまたは実質上資産の全てを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託の全てをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託

託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

(d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

(e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

() ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

() 当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(その後の改正を含む。)(以下「BOT法」という。)において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行は認められない。)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。

(c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示の規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下の、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンローの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン諸島の税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
- () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為または全ての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- (c) BOT法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、BOT法に違反した場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

(h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- () 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

(c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。

(d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。

(e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されている全ての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった者
- (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
- (b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議における全ての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授権する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して検索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事項。
 - (c) 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。) またはケイマン諸島の薬物濫用法(その後の改正を含む。) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
 - (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。) に関する場合。
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
 - (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
 - (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。) 。
 - (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に依り)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法(その後の改正を含む。)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照: 第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要な全ての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言された全ての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域3またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定通りにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされる全ての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金の全てまたは実質的に全てを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用する全ての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の全てのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付する全ての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。

- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)に特化型運用を行う旨を記載します。また、「ファンド名の一部である「LGTグローバル・プライベート・クレジット」は、投資対象である「LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV RAIF(LGT Global Private Credit S.A., SICAV RAIF)」を表します。」旨を記載します。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に以下の事項を記載することがあります。
 - ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属する旨。
- (6) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (7) ファンド証券の券面は、原則発行されません。
- (8) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。

独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(旧称クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド)
(ケイマン諸島に設立された有限会社)
取締役会向け

意見

監査対象

4ページから17ページに記載するUBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(旧称クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド)(以下、「会社」という。)の財務諸表は、以下の構成になっている。

- ・ 財政状態計算書(2023年12月31日現在)
- ・ 損益計算書(2023年12月31日終了事業年度)
- ・ 持分変動計算書(2023年12月31日終了事業年度)
- ・ キャッシュ・フロー計算書(2023年12月31日終了事業年度)
- ・ 財務諸表に対する注記(重要な会計方針およびその他の説明情報を含む)

監査意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2023年12月31日現在の会社の財政状態および同日に終了した事業年度の財務実績ならびにキャッシュ・フローについて、IFRS(国際財務報告基準)会計基準に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(「ISA」)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

監査の独立性

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が発行する職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(「IESBA規程」)に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

独立監査人の報告書(続き)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド

(旧称クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド)

(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会向け

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として意見を報告し、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査全体にわたって専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士

香港、2024年6月14日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Board of Directors of UBS Management (Cayman) Limited
(formerly known as Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

What we have audited

The financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (formerly known as Credit Suisse Management (Cayman) Limited) (the "Company"), which are set out on pages 4 to 17, comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2023;
- the statement of income for the year then ended;
- the statement of changes in equity for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2023, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code"), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Independent Auditor's Report (continued)

To the Board of Directors of UBS Management (Cayman) Limited
(formerly known as Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. We report our opinion solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Independent Auditor's Report (continued)

To the Board of Directors of UBS Management (Cayman) Limited
(formerly known as Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers
Certified Public Accountants
Hong Kong, 14 June 2024

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。